
佐渡市障がい者プラン

第4次佐渡市障がい者計画
第7期佐渡市障がい福祉計画
第3期佐渡市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月

はじめに

佐渡市では、平成30(2018)年3月に佐渡市の障がい者福祉に関する総合的な計画として「第3次佐渡市障がい者計画」、令和3(2021)年3月に「第6期佐渡市障がい福祉計画・第2期佐渡市障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づき、障がいのある人もない人も、地域で共に助け合い支え合いながら暮らす共生社会の実現を目指し、障がい福祉施策を推進してまいりました。

しかし、全国に先行しての少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、障がい福祉にかかるニーズは多様化・複雑化しており、今後ますますサービスの提供体制や相談支援体制の充実が必要となっています。一方で、障がい福祉サービスを提供する事業所の人材不足が大きな課題となっており、公的サービスとそれ以外のさまざまな支援を組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりが求められています。

今回策定いたしました計画は「みんなで支え合い、思いやりあふれる、誰もが安心して暮らせる島(まち)づくり」を基本理念とし、障がい福祉施策の充実を推進していくものです。

今後も、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、市民の皆様をはじめ関係機関との連携を図りながら、障がい福祉施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました佐渡市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査及びパブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提言を賜りました市民の皆様から感謝申し上げますとともに、本計画の基本的理念の実現に向けた一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

佐渡市長 **渡辺 竜五**

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 SDGsとの関係	4
第2章 障がい者の現状と課題	5
1 現状と課題の整理	5
Ⅰ 佐渡市における障がい者数の推移	5
Ⅱ 障がい者を取り巻く状況	11
第3章 計画の基本理念	40
1 基本理念	40
2 基本目標	40
3 計画の体系	41
第4章 具体的施策の方向	42
基本方針1 障がいへの理解と権利擁護の推進	42
基本施策1 障がいへの理解に対する啓発の推進	42
基本施策2 権利擁護施策の充実	44
基本施策3 意思疎通支援事業の充実	45
基本方針2 地域での自立生活の支援と生きがいづくり	47
基本施策1 障がい福祉サービスの充実と社会参加の促進	47
基本施策2 生活基盤の安定	50
基本施策3 就労支援の充実	51
基本方針3 安心して暮らせる地域づくり	52
基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進	52
基本施策2 防災・防犯対策の充実	54
基本施策3 精神保健・医療の推進	56
基本方針4 総合的な支援体制の充実	57
基本施策1 相談支援体制の充実	57
基本施策2 障がい児福祉の充実	59
第5章 障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量	63
1 数値目標	63
Ⅰ 福祉施設の入所者の地域生活への移行	63
Ⅱ 地域生活支援の充実	65
Ⅲ 福祉施設から一般就労への移行等	67
Ⅳ 障がい児支援の提供体制の整備等	71
Ⅴ 相談支援体制の充実・強化等	73
Ⅵ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	74

2 障がい福祉サービス等の見込量	75
I 訪問系サービス.....	75
II 日中活動系サービス.....	77
III 居住系サービス.....	80
IV 相談支援.....	81
V 障がい児支援.....	82
VI 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数.....	83
VII 発達障がい児・者に対する支援.....	84
VIII 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	85
IX 相談支援体制の充実・強化のための取組.....	86
X 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組.....	86
3 地域生活支援事業の見込量	87
I 地域生活支援事業	87
II その他の事業(任意事業)	92
第6章 計画の推進	96
1 関係機関との連携.....	96
2 地域自立支援協議会	96
3 PDCA サイクルの実施	96
資料編.....	98
資料 1 総括表	98
資料 2 佐渡市地域自立支援協議会要綱	103
資料 3 佐渡市地域自立支援協議会参加者名簿	106
資料 4 計画策定の経過	107
資料 5 用語集	108

●障害の「害」の表記について●

本計画で「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで、多くのかたに障がいに対する理解への契機にすることとしました。なお、法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記をしていません。

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

本市では、「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島(まち)づくり」を基本理念として、平成30(2018)年3月に「第3次佐渡市障がい者計画」、令和3(2021)年3月に「第6期佐渡市障がい福祉計画」及び「第2期佐渡市障がい児福祉計画」(以降、前期計画という。)を策定し、障がい者の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障がい者施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障がいのある人、障がいのある児童等を取り巻く状況は、少子高齢化社会の進行など社会情勢が変化する中、障がい者の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がい者の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するため、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。さらには、平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、本計画では「佐渡市障がい者プラン」として、前期計画の3つの法定計画を一体的に策定することとしました。

佐渡市障がい者プラン

市町村障がい者計画 ⇒ 障がい者のための施策
(第4次) (障害者基本法 第11条第3項)

市町村障がい福祉計画 ⇒ 障がい福祉サービス等の提供体制の確保
(第7期) (障害者総合支援法 第88条)

市町村障がい児福祉計画 ⇒ 障がい児通所支援等の提供体制の確保
(第3期) (児童福祉法 第33条の20)

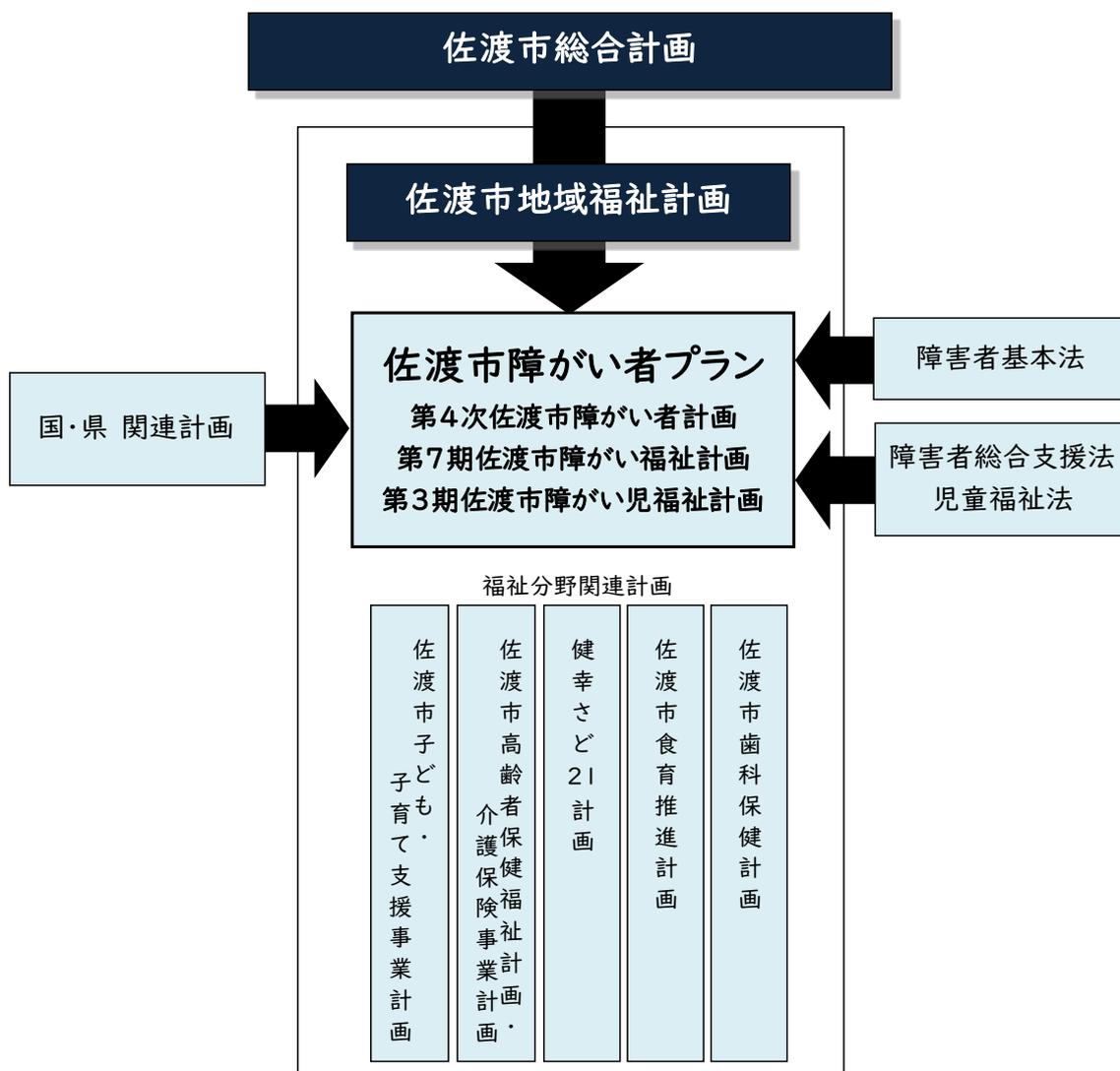
2 計画の位置付け

第4次佐渡市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本として策定しました。

また、第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、いずれも国の基本指針に即し、新潟県障害福祉計画との調整を図りました。また、両法及び基本指針の趣旨から一体のものとして策定しました。

さらに、上記3計画とも「佐渡市総合計画」を基本とし、関連分野の計画との整合を図り、また、福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」との調和を図り策定したものです。

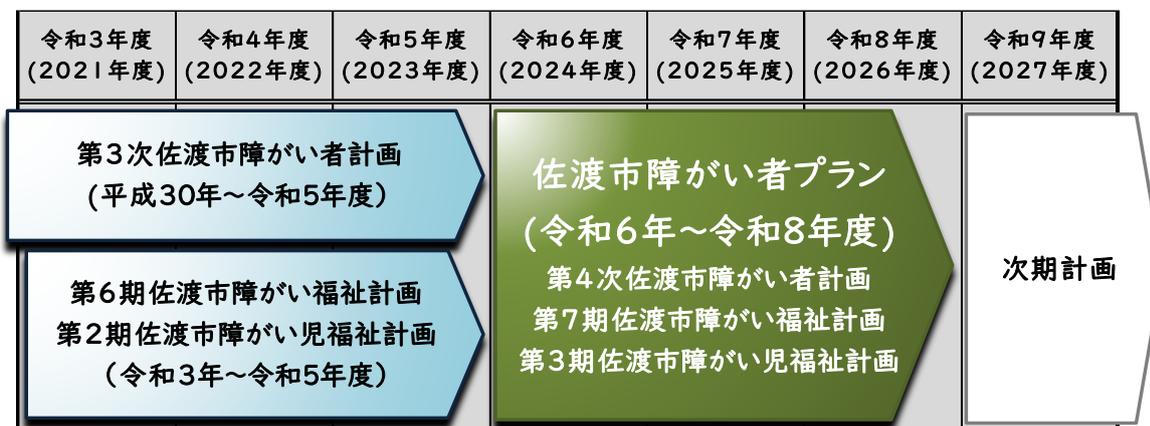
■ 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年となります。

ただし、いずれの計画も国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変更、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 SDGsとの関係

国は平成28(2016)年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しており、本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。本計画では、SDGs の基本的な考え方や目標を踏まえ、各施策の推進を図り、その達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

SDGsのうち、本計画に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。

目標 (GOALS)	目標到達に向けた取組の方向性
	1. 貧困をなくそう あらゆる形態の貧困を終わらせることを目指します。貧困とは経済的なことだけではなく、教育や仕事、食料、住居などの必要な物やサービスがない、または受けられないことも含まれます。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進します。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。
	8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進します。
	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正し、年齢、性別、障がい、人種などによる社会・経済・政治的な機会の不平等をなくすことを目指します。
	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にします。安全かつ環境に配慮した公共スペースをつくることを目指します。
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築します。
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ（地球規模の協力関係）を活性化します。

第2章 障がい者の現状と課題

I 現状と課題の整理

I 佐渡市における障がい者数の推移

(1) 身体障がい者

本市の身体障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在で2,369人となっています。総人口が減少傾向にある中で、身体障害者手帳所持者数も減少傾向にあります。また、手帳所持者のうち65歳以上の割合が8割となっています。

【身体障害者手帳所持者の推移】

(単位:人)

年度	人口	手帳所持者数	構成比
令和元年度	54,656	2,852	5.2%
令和2年度	53,563	2,676	5.0%
令和3年度	52,467	2,578	4.9%
令和4年度	51,295	2,489	4.9%
令和5年度	49,947	2,369	4.7%

※各年度4月1日現在

【身体障害者手帳交付状況(等級別)】

(単位:人)

等級	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	手帳所持者総数
1級	30	4	-	190	393	617
2級	55	42	1	221	10	329
3級	12	48	16	293	131	500
4級	10	48	13	363	122	556
5級	18	-	-	129	-	147
6級	6	146	-	68	-	220
合計	131	288	30	1,264	656	2,369
構成比	5.5%	12.2%	1.3%	53.3%	27.7%	100%

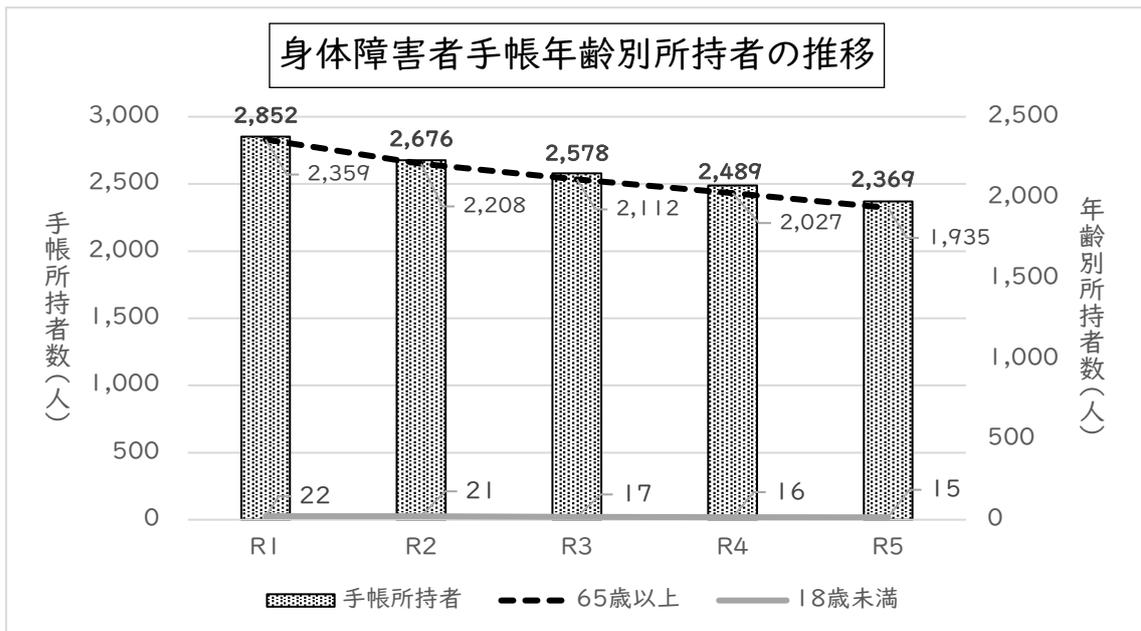
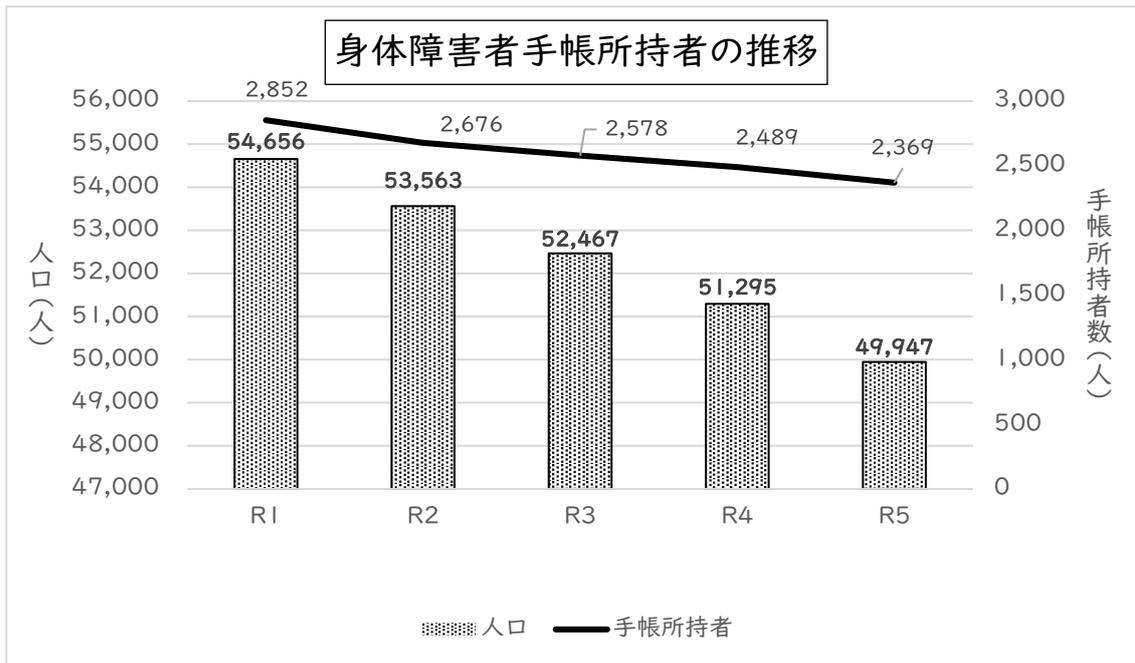
※令和5年4月1日現在

【身体障害者手帳年齢別所持者の推移】

(単位:人)

年度	障がい者数	65歳以上	構成比	18歳未満	構成比
令和元年度	2,852	2,359	82.8%	22	0.8%
令和2年度	2,676	2,208	82.5%	21	0.8%
令和3年度	2,578	2,112	81.9%	17	0.7%
令和4年度	2,489	2,027	81.4%	16	0.6%
令和5年度	2,369	1,935	81.7%	15	0.6%

※各年度4月1日現在



(2) 知的障がい者

本市の療育手帳所持者は、令和5年4月1日現在で618人となっています。総人口が減少傾向にある中で、18歳未満の療育手帳所持者数は微増傾向にあります。

【療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

年度	人口	手帳所持者数			構成比
		A	B	計	
令和元年度	54,656	174	420	594	1.1%
令和2年度	53,563	173	428	601	1.1%
令和3年度	52,467	177	433	610	1.2%
令和4年度	51,295	181	443	624	1.2%
令和5年度	49,947	174	444	618	1.2%

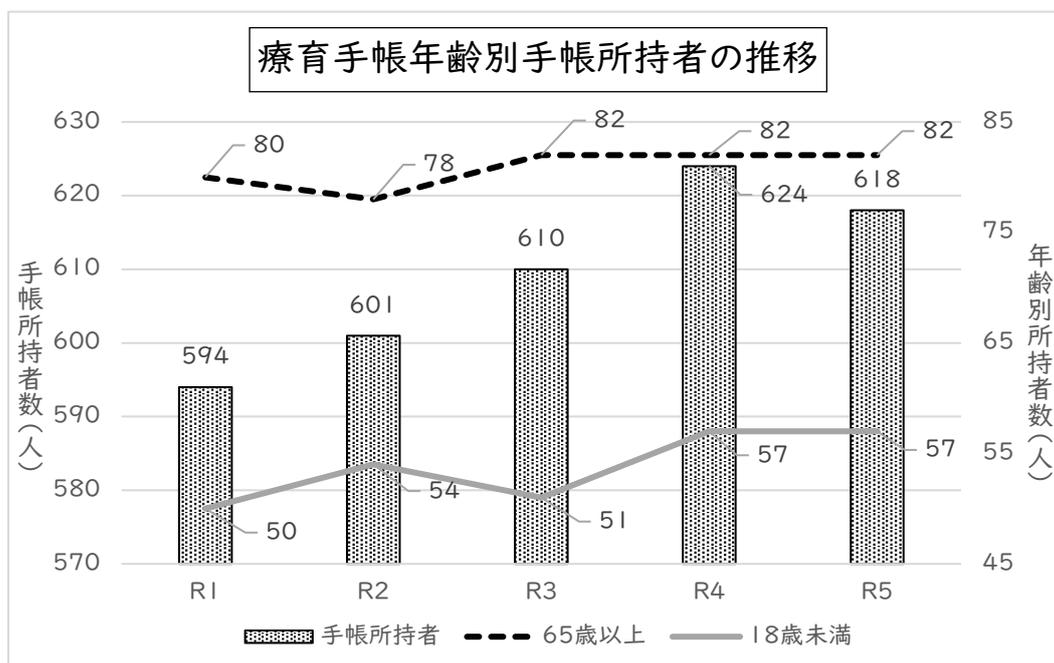
※各年度4月1日現在

【療育手帳所持者数の推移(年代別)】

(単位:人)

年度	障がい者数	65歳以上	構成比	18歳未満	構成比
令和元年度	594	80	13.5%	50	8.4%
令和2年度	601	78	12.9%	54	9.0%
令和3年度	610	82	13.4%	51	8.4%
令和4年度	624	82	13.1%	57	9.1%
令和5年度	618	82	13.3%	57	9.2%

※各年度4月1日現在



(3) 精神障がい者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年4月1日現在で665人となっています。総人口が減少傾向にある中で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。また、精神疾患の治療のため継続的な通院が必要な人が受けられる自立支援医療（精神通院）の受給者も増加傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位:人)

年度	人口	手帳所持者数				構成比
		1級	2級	3級	計	
令和元年度	54,656	40	482	27	549	1.0%
令和2年度	53,563	45	505	23	573	1.1%
令和3年度	52,467	37	509	22	568	1.1%
令和4年度	51,295	43	549	23	615	1.2%
令和5年度	49,947	41	593	31	665	1.3%

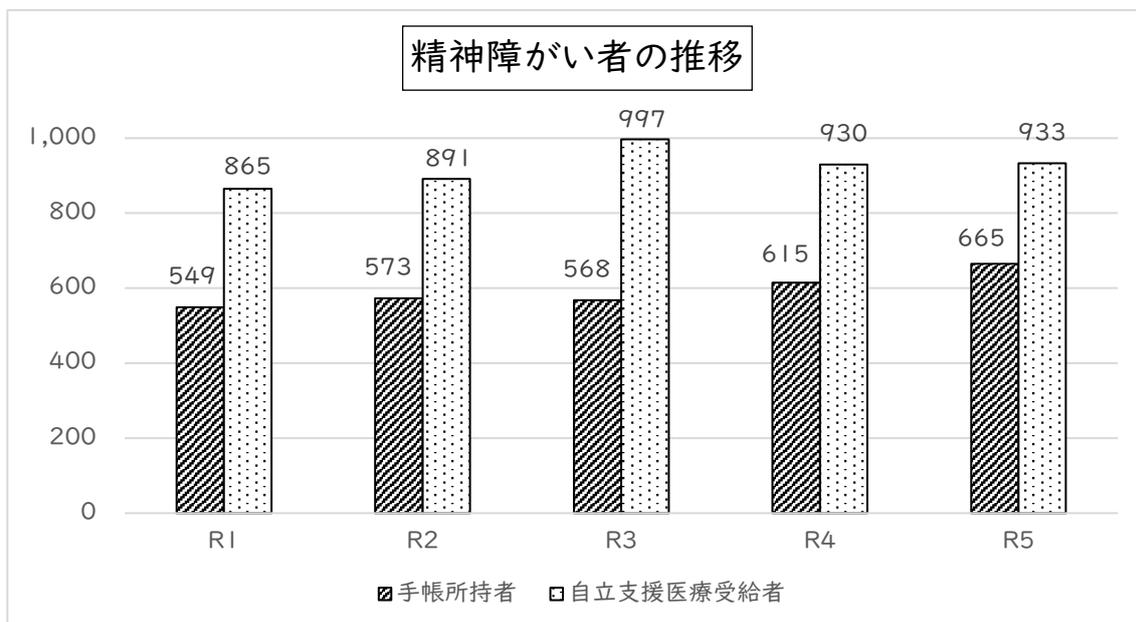
※各年度4月1日現在

【参考】自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位:人)

年度	人口	受給者	構成比
令和元年度	54,656	865	1.6%
令和2年度	53,563	891	1.6%
令和3年度	52,467	997	1.9%
令和4年度	51,295	930	1.8%
令和5年度	49,947	933	1.9%

※各年度4月1日現在



(4) 障害支援区分認定者

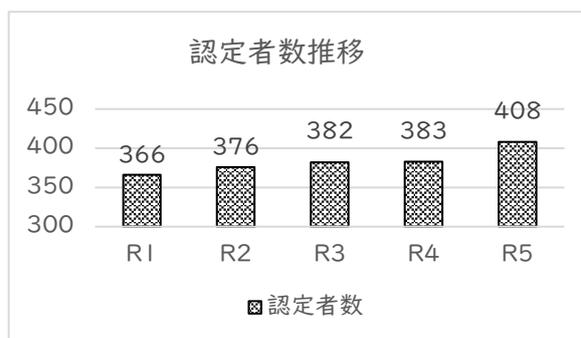
障がい福祉サービス受給の基準となる障害支援区分における本市の認定者は、令和5年4月1日現在で408人となっています。総人口が減少傾向にある中で、障害支援区分認定者数は増加傾向にあります。

【障害支援区分認定者数の推移】

(単位:人)

年度	認定者数
令和元年度	366
令和2年度	376
令和3年度	382
令和4年度	383
令和5年度	408

※各年度4月1日現在

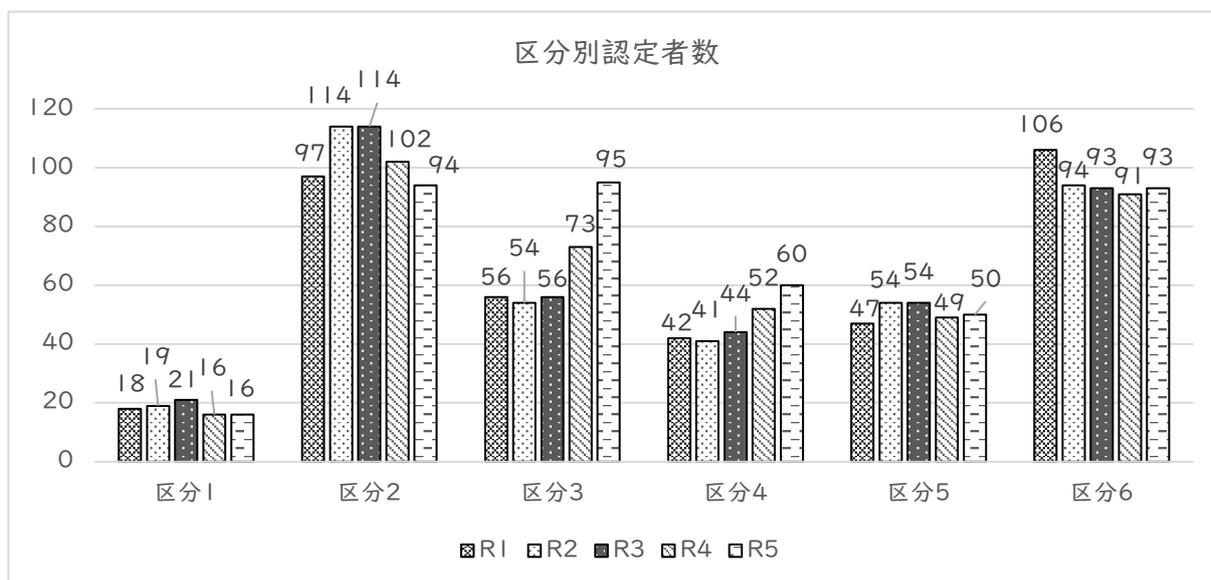


【障害支援区分別認定者数】

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	18	19	21	16	16
区分2	97	114	114	102	94
区分3	56	54	56	73	95
区分4	42	41	44	52	60
区分5	47	54	54	49	50
区分6	106	94	93	91	93
合計	366	376	382	383	408

※各年度4月1日現在



(5) 難病患者の状況

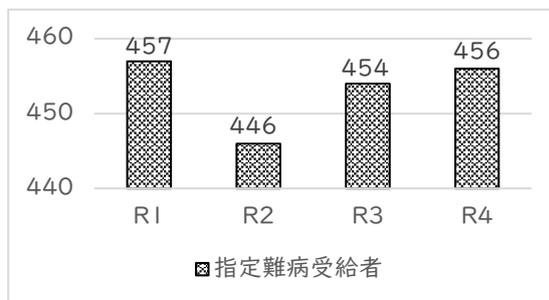
把握可能な難病患者数として、特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数があります。その推移は次のとおりです。

【特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移】

（単位：人）

年度	指定難病
令和元年度	457
令和2年度	446
令和3年度	454
令和4年度	456

※各年度4月1日現在



II 障がい者を取り巻く状況

(1) アンケート調査による障がい者の状況

「第4次佐渡市障がい者計画」、「第7期佐渡市障がい福祉計画」及び「第3期佐渡市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市における障がい福祉に関する評価と今後の施策実施の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

① アンケート調査方法

調査方法	郵送調査法、回収は郵送またはWEB回答
調査期間	令和4年12月12日(月)～令和5年1月10日(火)

② アンケート調査対象者・回収状況

身体障害者手帳・療育手帳(知的障がい)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、あるいは、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方を対象として、対象者ごとに調査票を分けて実施しました。

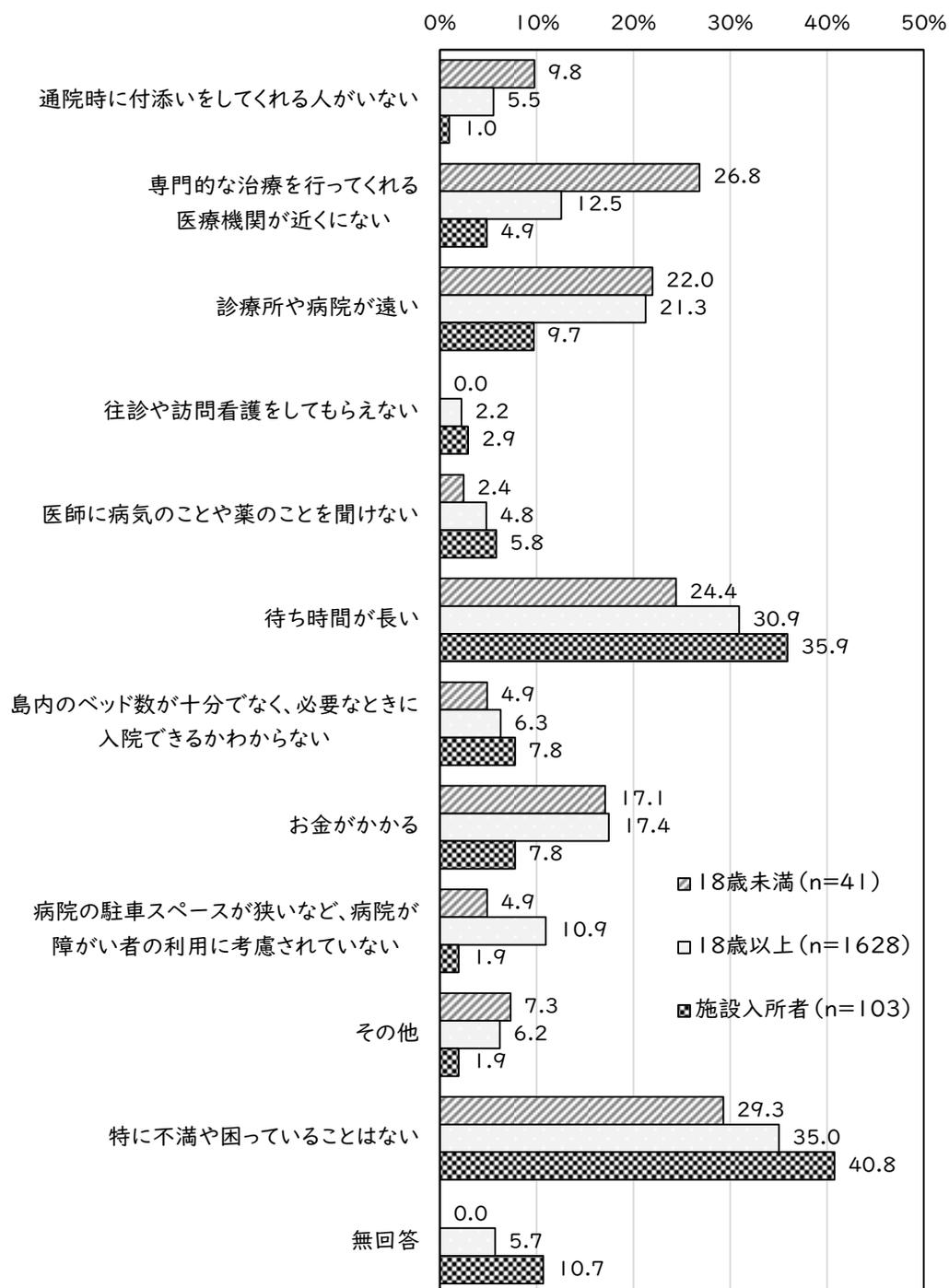
調査名	対象	配布数	回収数		有効回答数	有効回答率
			調査票	WEB		
障がい児福祉に関するアンケート調査	18歳未満	91	35	6	41	45.1%
障がい者福祉に関するアンケート調査	18歳以上	3,273	1,579	54	1,628	49.7%
障がい者福祉(施設入所)に関するアンケート調査	施設入所者	127	103	0	103	81.1%
調査全体計		3,491	1,717	60	1,772	50.8%

③ 調査結果

・医療について

【医療に関する困りごと】

問 あなたが、医療について困っていることは何ですか。



18歳未満では、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない」が3割弱、18歳以上と施設入所者では、「待ち時間が長い」が3割以上で最も割合が高くなっています。また、18歳未満と18歳以上では、約2割が「診療所や病院が遠い」と感じています。

・介助者（支援者）について

【主な介助者（支援者）】

問 あなたの主な介助者（支援者）は、どなたですか。

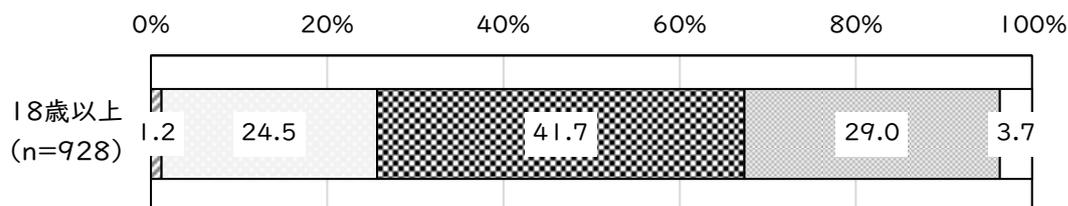
- | | | |
|---|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 父、母 | <input type="checkbox"/> 夫または妻 | <input checked="" type="checkbox"/> 子どもやその配偶者 |
| <input type="checkbox"/> 孫やその配偶者 | <input checked="" type="checkbox"/> 兄弟姉妹やその配偶者 | <input checked="" type="checkbox"/> 祖父母 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他の親族 | <input checked="" type="checkbox"/> 友人・知人・近所の人 | <input checked="" type="checkbox"/> ボランティア |
| <input checked="" type="checkbox"/> ホームヘルパー | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・病院の職員 | <input checked="" type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 介助は受けていない | <input type="checkbox"/> 無回答 | |



【主な介助者（支援者）の年齢】

問 主な介助者（支援者）は何歳ですか。

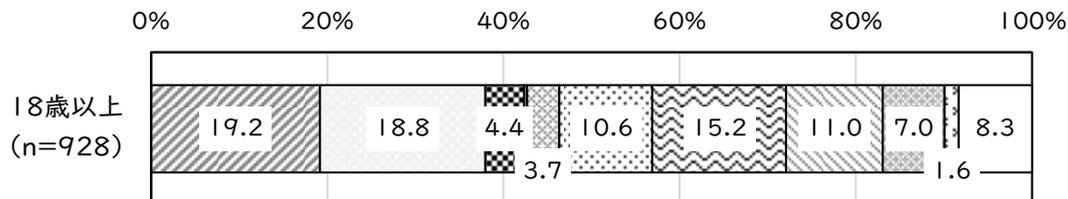
- | | | | | |
|---|---------------------------------|--|---|------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満 | <input type="checkbox"/> 30~59歳 | <input checked="" type="checkbox"/> 60~74歳 | <input checked="" type="checkbox"/> 75歳以上 | <input type="checkbox"/> 無回答 |
|---|---------------------------------|--|---|------------------------------|



【主な介助者（支援者）が介助（支援）できないとき】

問 主な介助者（支援者）が介助（支援）できないときはどうしますか。

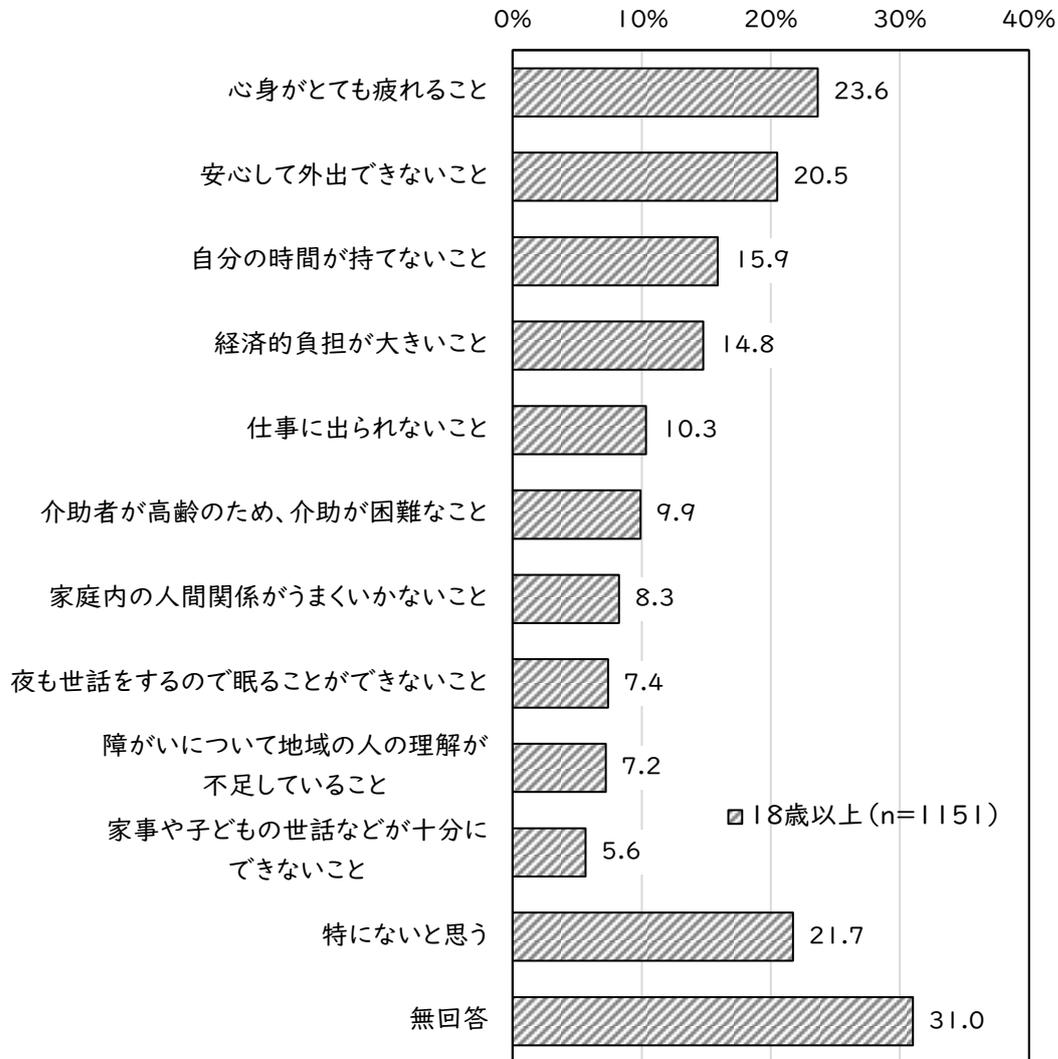
- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 同居している他の家族・親族に頼む | <input type="checkbox"/> 別居している他の家族・親族に頼む |
| <input checked="" type="checkbox"/> 近所の人や知人に頼む | <input type="checkbox"/> ボランティアに頼む |
| <input checked="" type="checkbox"/> ホームヘルパーに依頼する | <input checked="" type="checkbox"/> 施設や病院などに依頼する |
| <input checked="" type="checkbox"/> ひとりでなんとかする | <input checked="" type="checkbox"/> どのようにしてよいかわからない |
| <input checked="" type="checkbox"/> 相談支援事業所に相談する | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 無回答 | |



主な介助者（支援者）は「夫または妻」が2割強で最も割合が高く、主な介助者（支援者）の年齢は60歳以上が約7割を占めています。また、主な介助者（支援者）が介助（支援）できないとき、2割以上が「ひとりでなんとかする」、「どのようにしてよいかわからない」と回答しています。

【主な介助者（支援者）の困りごと】

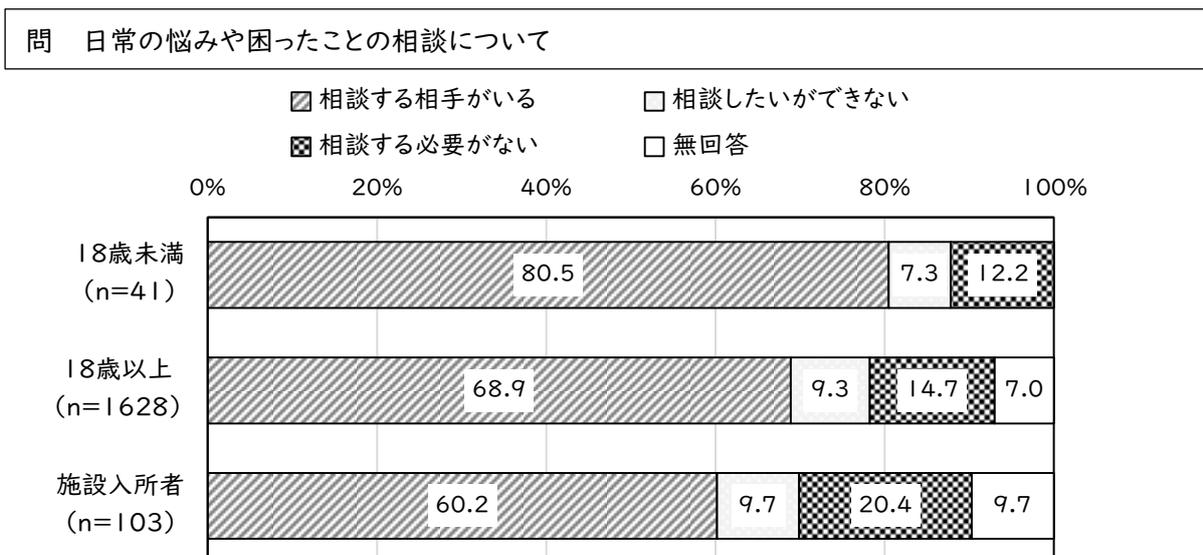
問 介助を受けている方にお聞きします。あなたは、主な介助者（支援者）がどんなことで困っていると思いますか。障がいのあるご本人に代わって家族や介助者の方がお答えいただく場合は、ご自分の感想でご記入ください。



「心身がとても疲れること」が2割強で最も割合が高く、次いで「安心して外出できないこと」(20.5%)、「自分の時間が持てないこと」(15.9%)、「経済的負担が大きいこと」(14.8%)、「仕事に出られないこと」(10.3%)となっています。

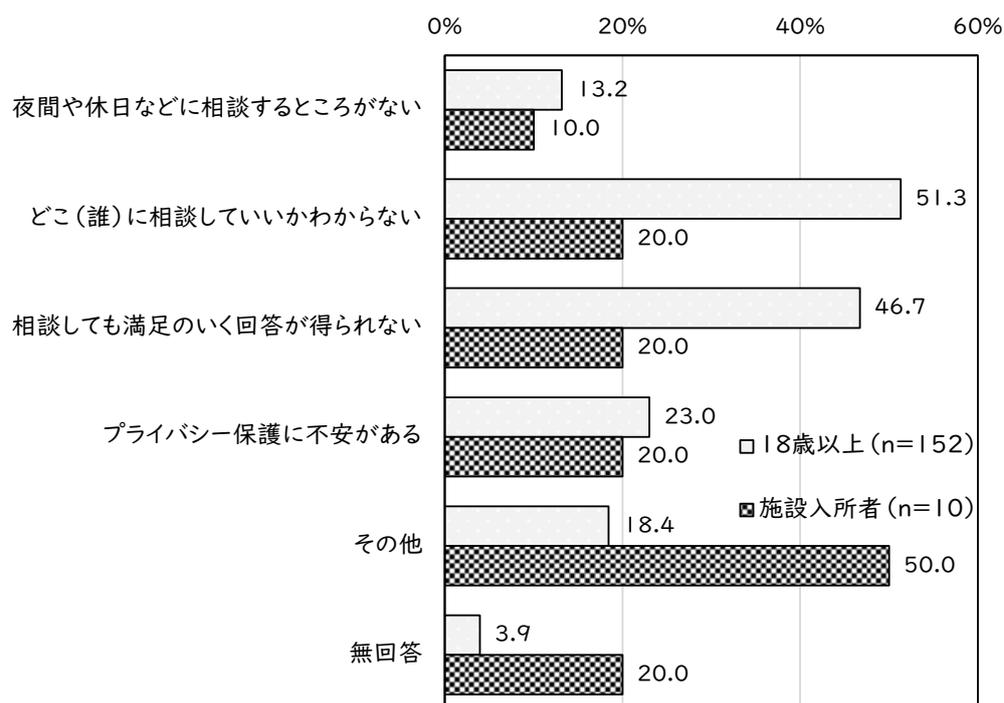
・相談について

【日常の悩み相談について】



【相談できない理由】

問 「相談したいができない」と答えた方にお聞きします。あなたが、相談できない理由は何ですか。



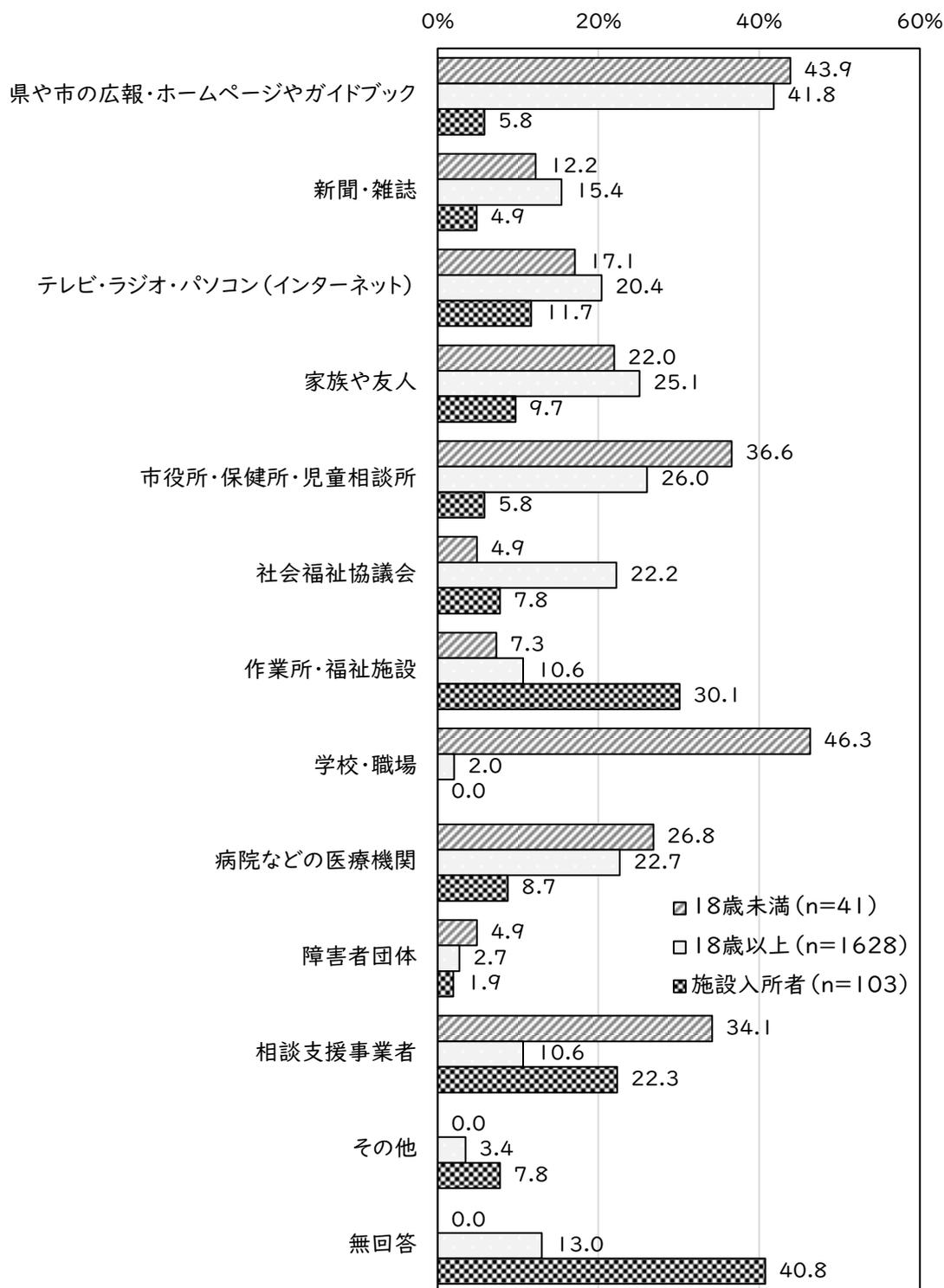
(※18歳未満は該当者が少ないため割愛。)

「相談する相手がいる」は、18歳未満で約8割、18歳以上で約7割、施設入所者では約6割となっています。

相談したいができない理由は、「どこ(誰)に相談していいかわからない」、「相談しても満足のいく回答が得られない」の割合が高くなっています。

・福祉に関する情報源

問 福祉に関する情報をどこで得ますか。



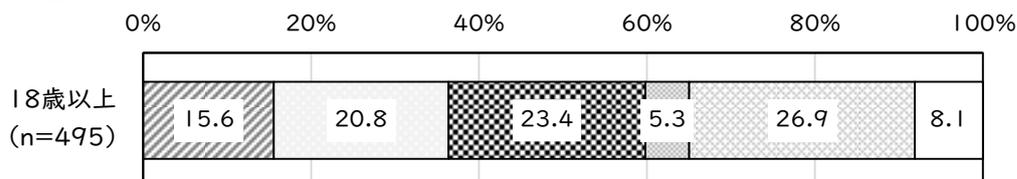
18歳未満では、「学校・職場」、「県や市の広報・ホームページやガイドブック」が4割以上、18歳以上では、「県や市の広報・ホームページやガイドブック」が4割以上、施設入所者では、「作業所・福祉施設」が約3割で最も割合が高くなっています。

・就労状況について(対象:65歳未満)

【就労に対する考え】

問 あなたの就労に対するお考えをお答えください。

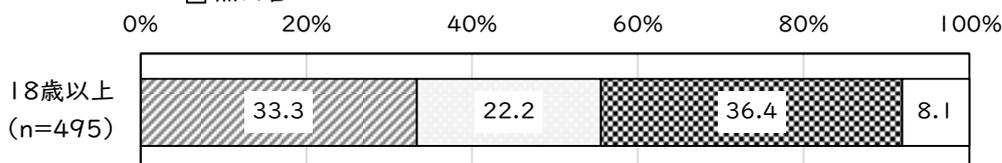
- 自宅あるいは家の近くで働きたい、あるいは働いている
- 就労移行支援・就労継続支援B型など障がい福祉施設で働きたい、あるいは働いている
- 一般の会社へ通って勤めたい、あるいは勤めている
- その他
- 今のところ働くつもりはない、働くことはできない
- 無回答



【就労状況】

問 あなたの就労の状況について、お答えください。

- 自営業、あるいは一般企業で仕事をしている
- 作業所や障がい福祉施設で仕事をしている
- 働いていない(学生も含む)
- 無回答



【仕事を見つけた経緯】

問 あなたは現在の仕事はどうやって見つけましたか。

- 公共職業安定所(ハローワーク)
- あてび(障がい者就業・生活支援センター)
- 知り合いの紹介
- 職業訓練校の紹介
- その他
- 障害者職業センター(障害者雇用支援センター)
- 学校の紹介
- 自分で探した
- 作業所・施設等の紹介
- 無回答

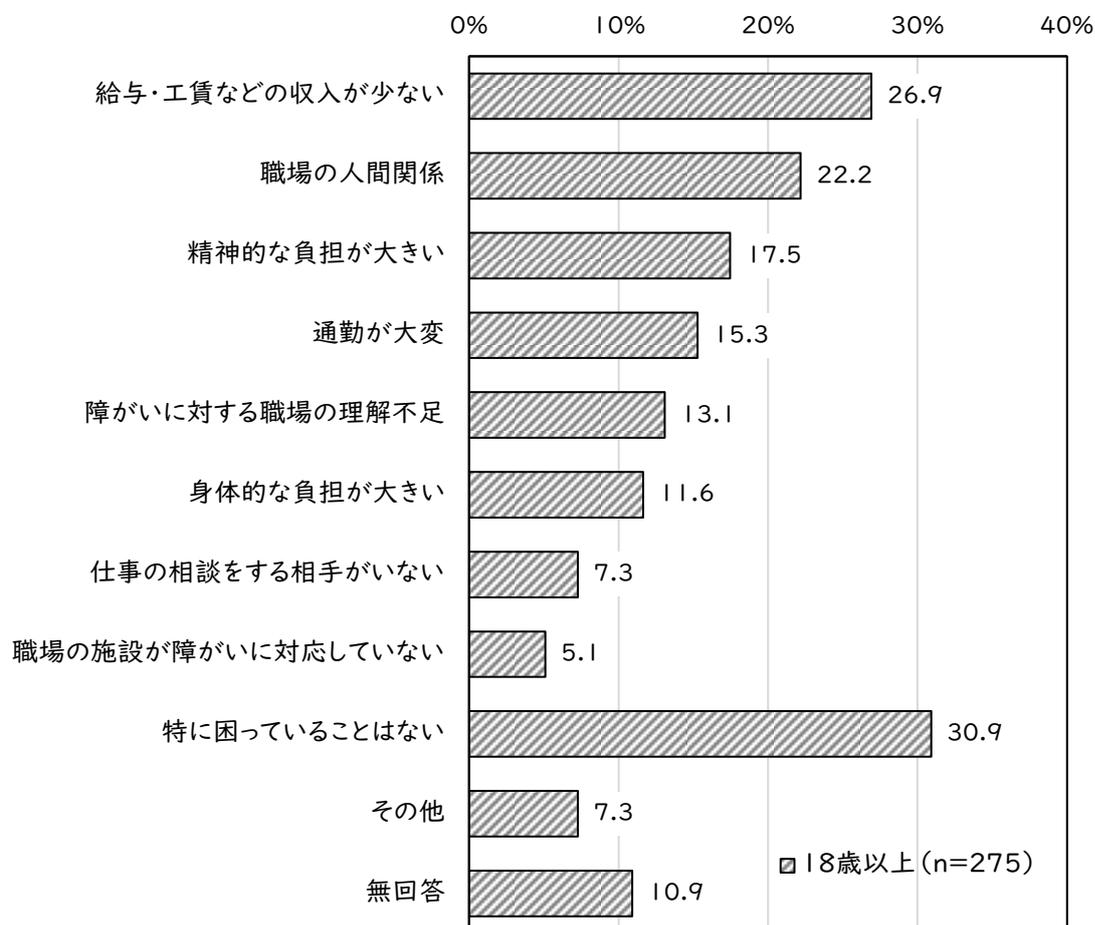


就労に対する考えについては、「今のところ働くつもりはない、働くことはできない」が2割以上で最も高く、次いで「一般の会社へ通って勤めたい、あるいは勤めている」(23.4%)、「就労移行支援・就労継続支援B型など障がい福祉施設で働きたい、あるいは働いている」(20.8%)となっています。

半数以上が就労しており、「公共職業安定所(ハローワーク)」や「知り合いの紹介」、「学校の紹介」等で仕事を見つけた方が多くなっています。

【仕事をする上での困りごと】

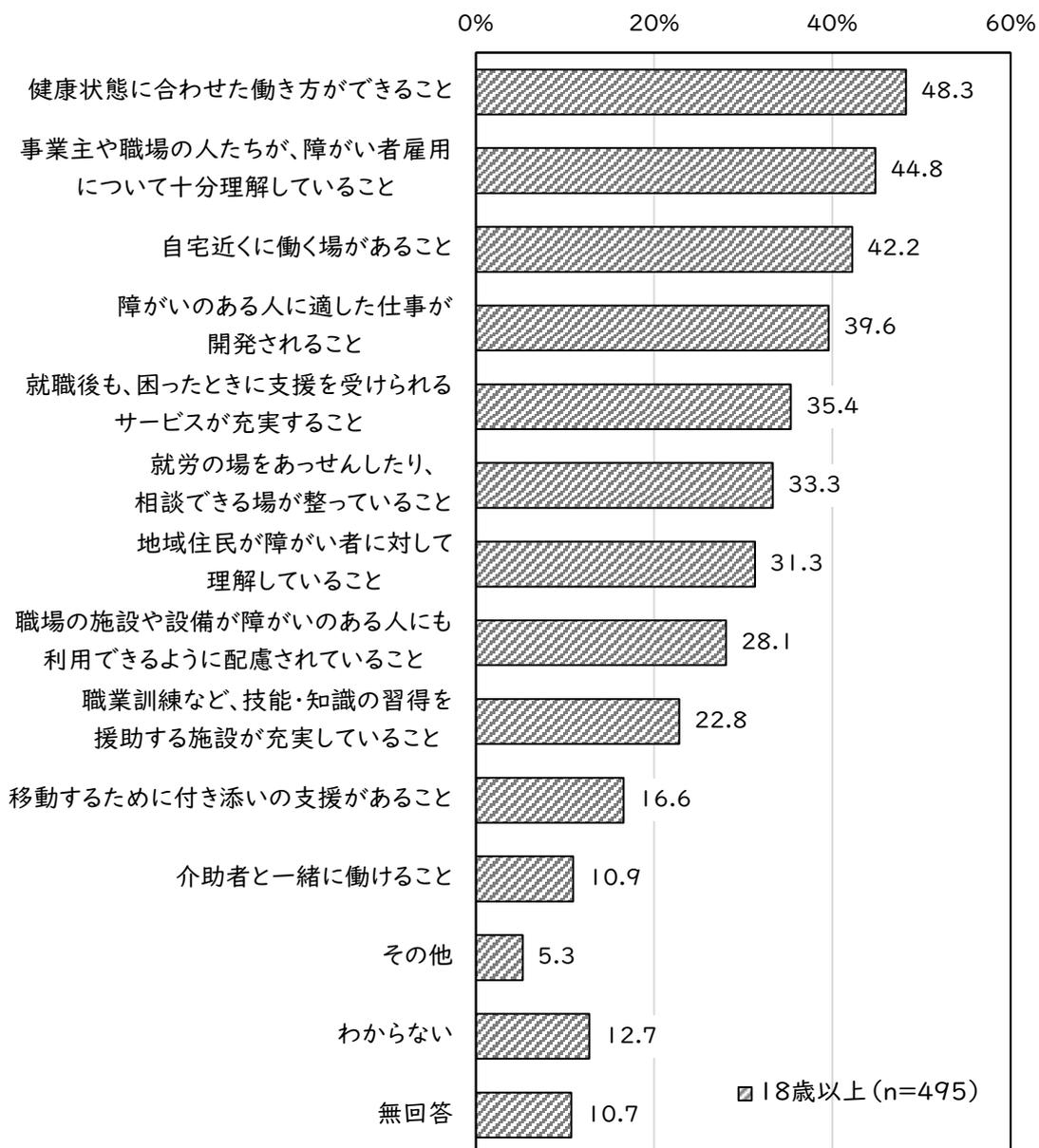
問 働いている方にお聞きます。あなたが仕事をする上で困っていることは何ですか。



「給与・工賃などの収入が少ない」が2割以上で最も高く、次いで「職場の人間関係」(22.2%)、「精神的な負担が大きい」(17.5%)、「通勤が大変」(15.3%)、「障がいに対する職場の理解不足」(13.1%)、「身体的な負担が大きい」(11.6%)となっています。

【障がいのある人が働くために必要な環境】

問 あなたは障がいのある人が働くためにどのような環境が必要だと思いますか。



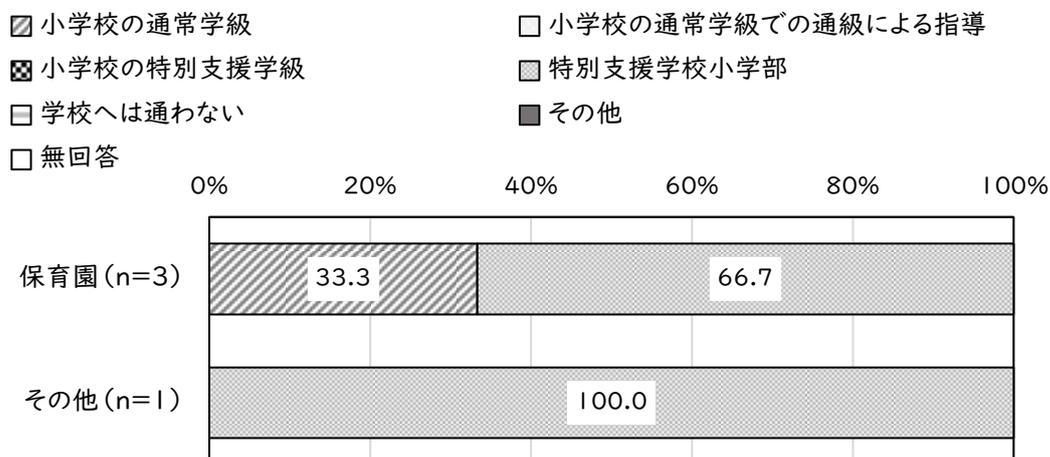
約5割が「健康状態に合わせた働き方ができること」が必要と回答しており、次いで「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」(44.8%)、「自宅近くに働く場があること」(42.2%)、「障がいのある人に適した仕事が開発されること」(39.6%)、「就職後も、困ったときに支援を受けられるサービスが充実すること」(35.4%)と続いています。

・保育・就学状況、進学等について

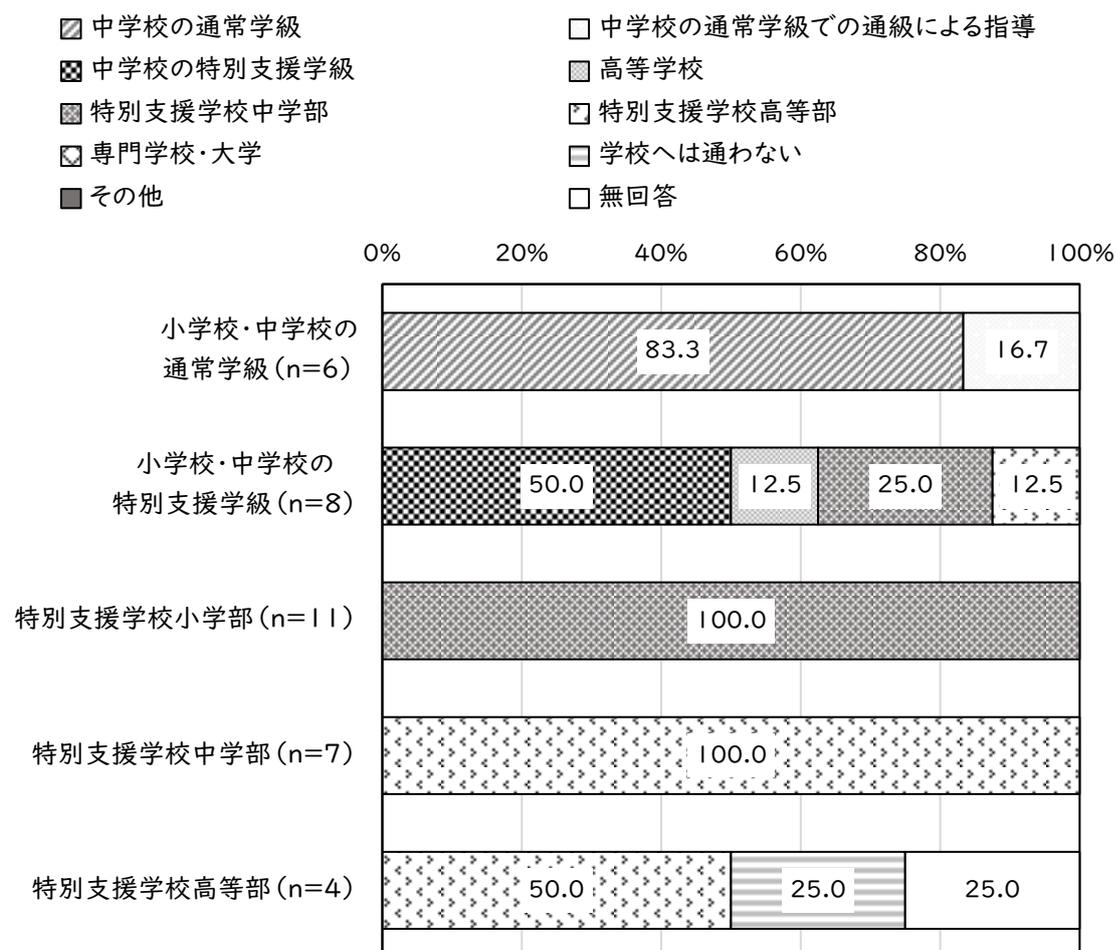
【進学段階での就学希望】

問 今現在、進学段階ではどのような学校・学級への就学を希望していますか。

<未就学児> (保育状況別)



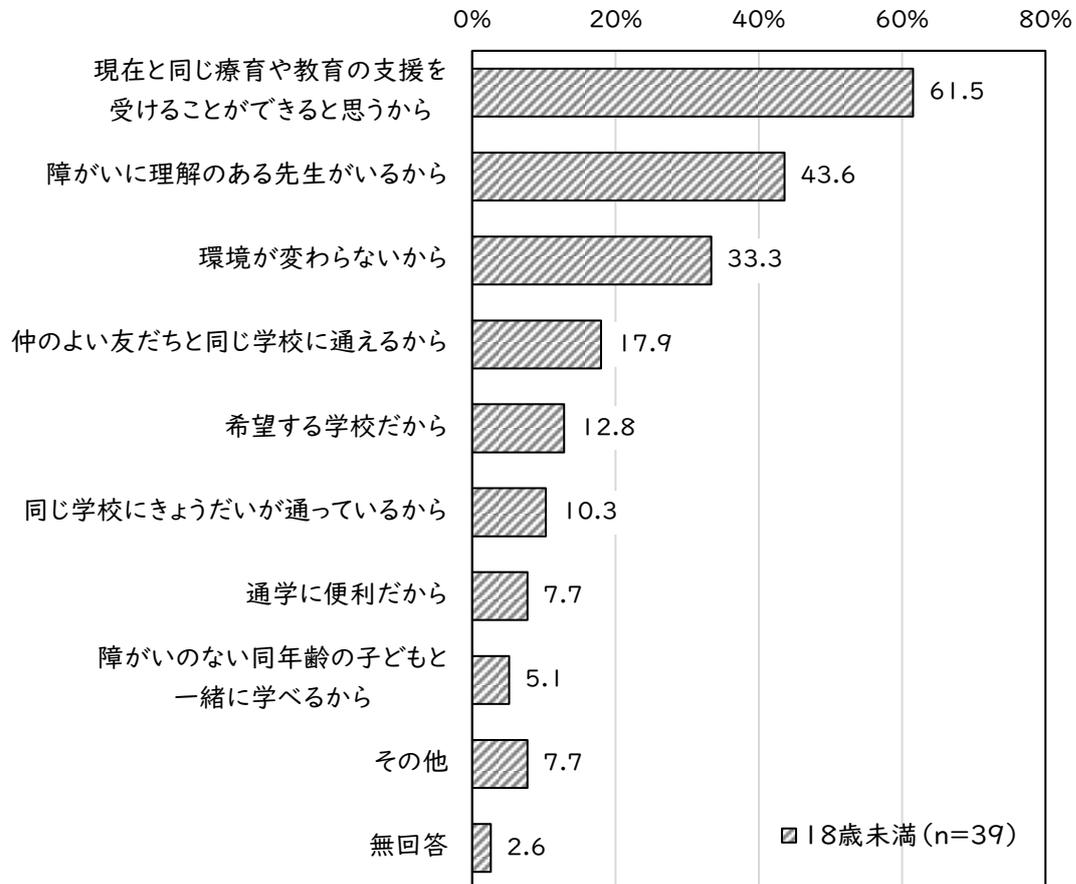
<小・中・高等(18歳未満)> (就学状況別)



現在の保育・就学状況と同じ学校・学級への就学を希望する割合が半数以上となっています。

【進学段階での就学希望理由】

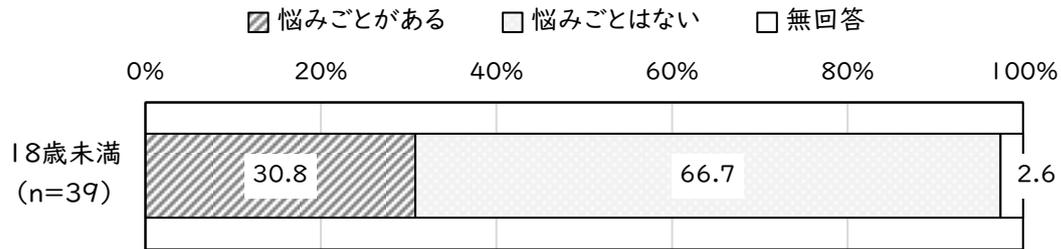
問 前問で選んだ学校・学級を希望した理由はなんですか。



「現在と同じ療育や教育の支援を受けられると思うから」が約6割で最も高く、次いで「障がい理解のある先生がいるから」(43.6%)、「環境が変わらないから」(33.3%)となっています。

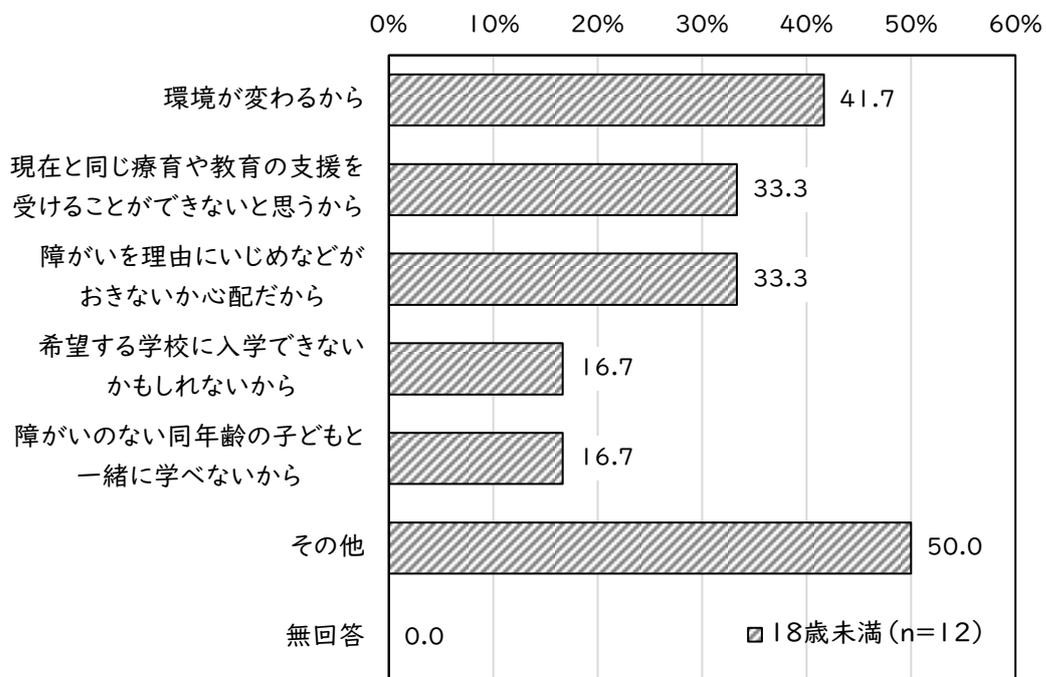
【就学先選択での悩みごとについて】

問 就学先を選択するにあたって悩んでいることはありますか。



【悩んでいる理由】

問 「悩みごとがある」と答えた方にお聞きます。悩んでいる理由は何ですか。

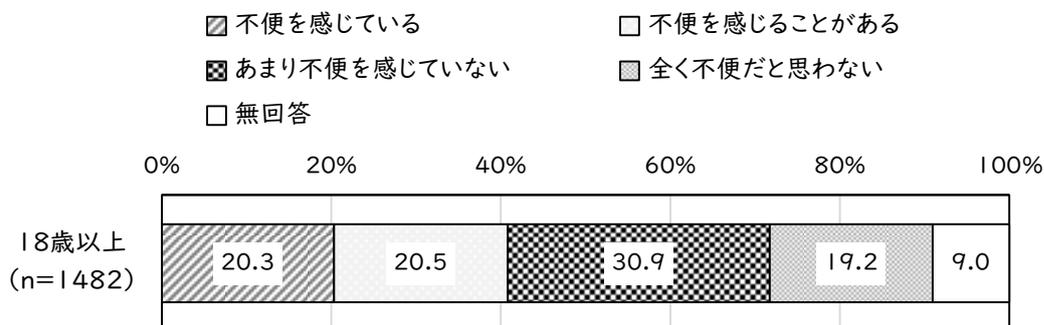


約3割が就学先選択で悩みを持っており、うち理由の約4割は「環境が変わるから」と回答しており、次いで「現在と同じ療育や教育の支援を受けることができないと思うから」（33.3%）、「障がいを理由にいじめなどがおきないか心配だから」（33.3%）となっています。「その他」（50.0%）の回答としては、「通学が不便だから。」「本人に合った就労があるか。」「症状が進むと行けないと思っている。」等がありました。

・外出について

【外出での移動手段の不便さ】

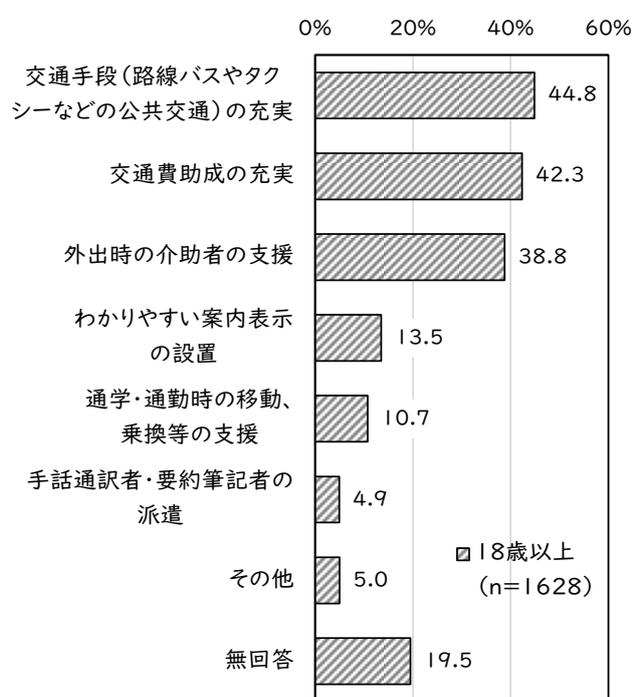
問 あなたは外出で移動手段に不便を感じていますか。



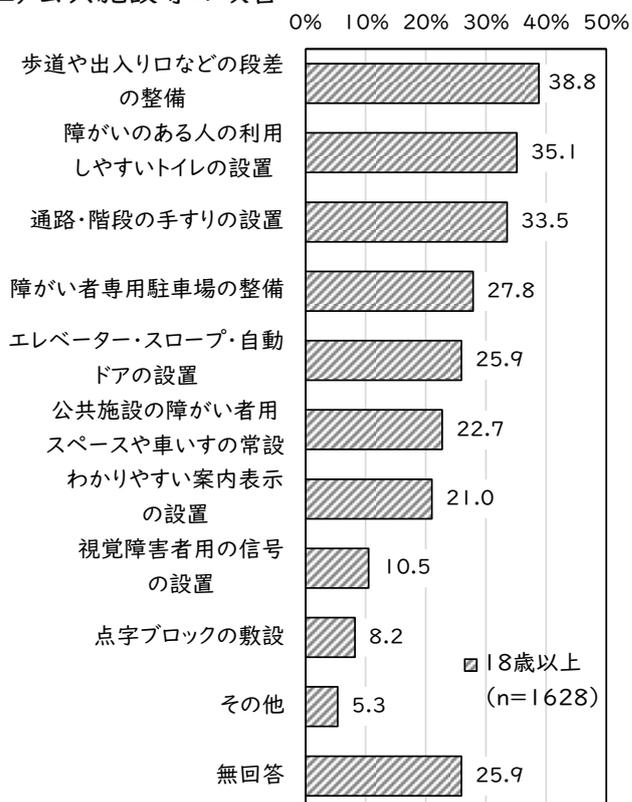
【障がいのある方が外出しやすくするために必要なこと】

問 障がいのある方が外出しやすくするためにどんなことが必要だと思いますか。

(1) 外出支援・交通機関について



(2) 公共施設等の改善

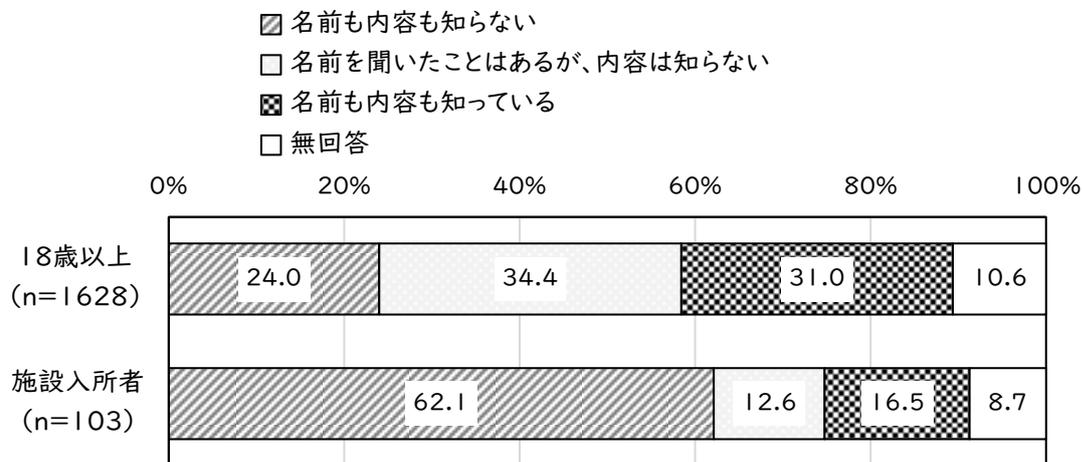


約4割が外出に不便を感じており、外出しやすくするために必要なこととして外出支援・交通機関については、「交通手段(路線バスやタクシーなどの公共交通)の充実」が4割以上で最も高く、次いで「交通費助成の充実」(42.3%)、「外出時の介助者の支援」(38.8%)、「わかりやすい案内表示の設置」(13.5%)と続いています。公共施設等の改善については、「歩道や出入り口などの段差の整備」が約4割で最も高く、次いで「障がいのある人の利用しやすいトイレの設置」(35.1%)、「通路・階段の手すりの設置」(33.5%)、「障がい者専用駐車場の整備」(27.8%)と続いています。

・成年後見制度について

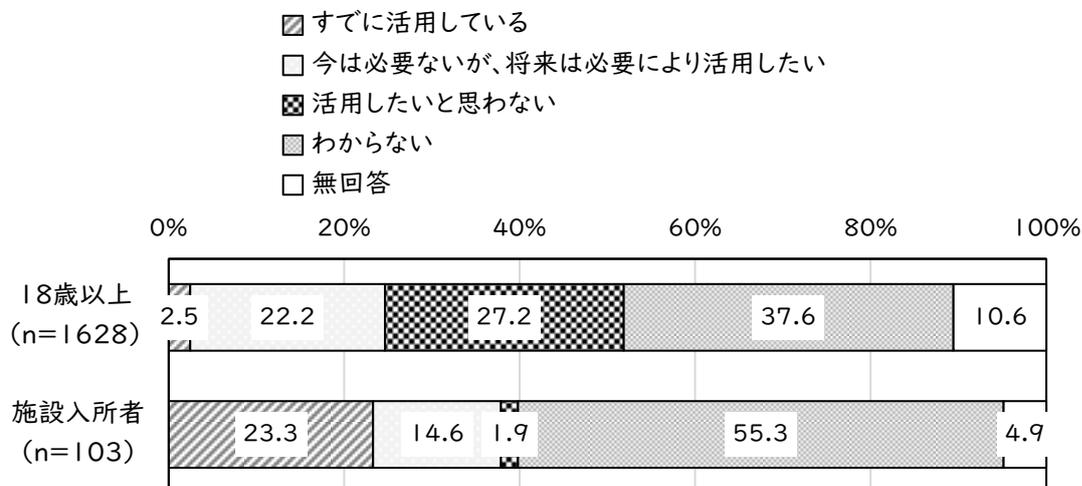
【認知度】

問 成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度について知っていますか。



【活用意向】

問 あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。

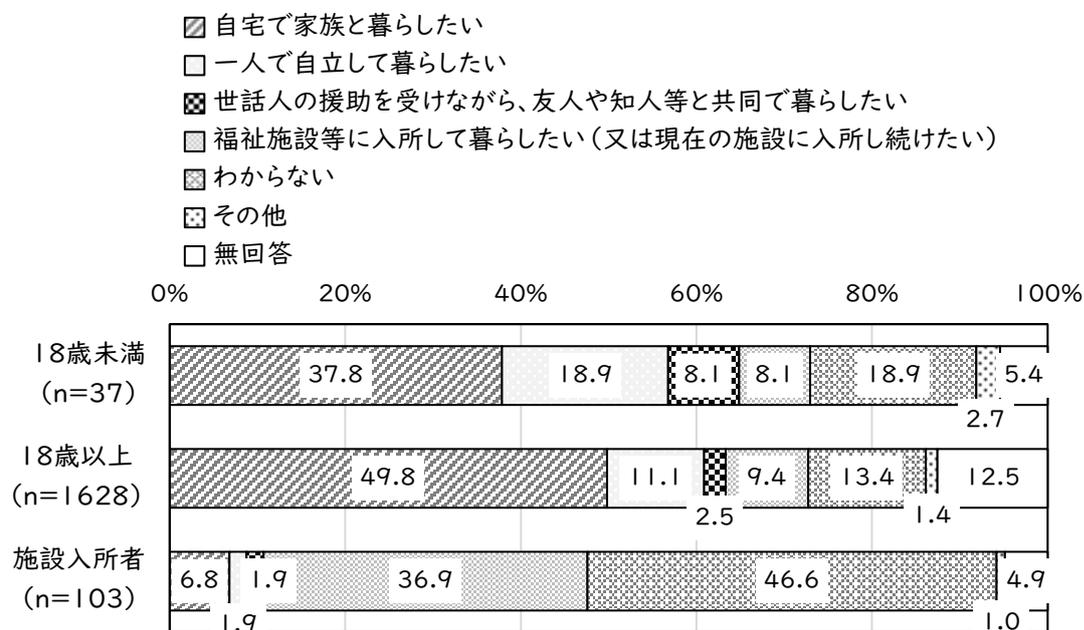


「名前も内容も知っている」は18歳以上では約3割、施設入所者では1割台に留まっています。活用意向については、「わからない」が18歳以上では4割弱、施設入所者では半数以上を占めています。

・生活状況について

【将来の生活について】

問 あなたは将来、どのような生活をしたいと思いますか。



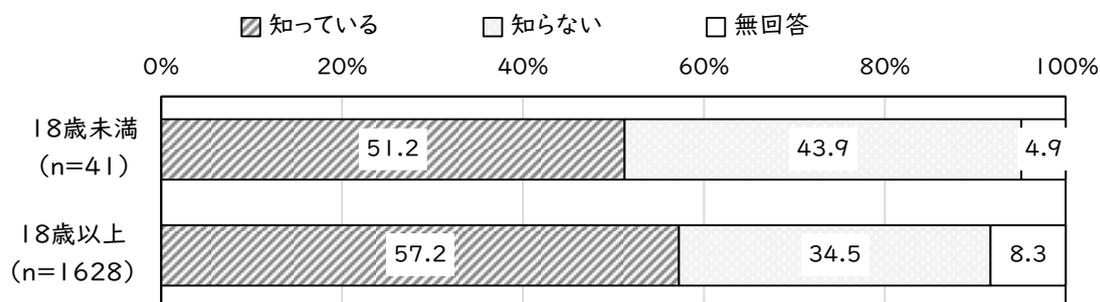
将来の生活については、18歳未満、18歳以上では、「自宅で家族と暮らしたい」の割合が最も高く、施設入所者では、「福祉施設等に入所して暮らしたい」が3割以上で最も高くなっています。

なお、施設入所者では「わからない」という回答が多くなっています。

・災害時の避難などについて

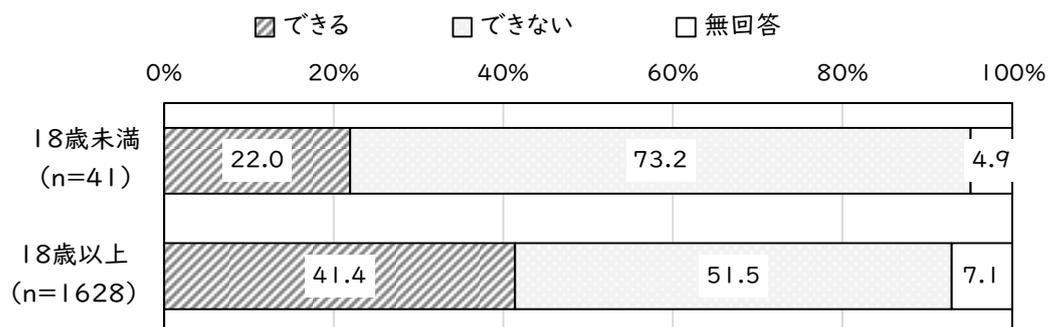
【緊急時の避難場所の認知度】

問 あなたは地震・津波・土石流など緊急時の避難場所を知っていますか。



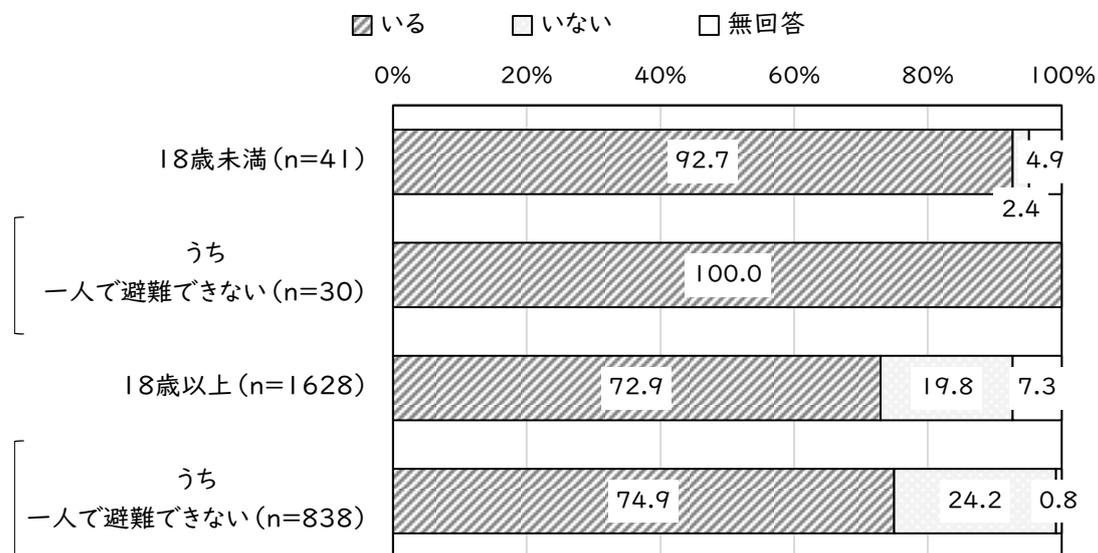
【緊急時の一人での避難について】

問 あなたは地震・津波・土石流など緊急時に一人で避難することができますか。



【緊急時の援助者の有無】

問 あなたは地震や津波・土石流など緊急時に援助してくれる家族や近所の方がいますか。



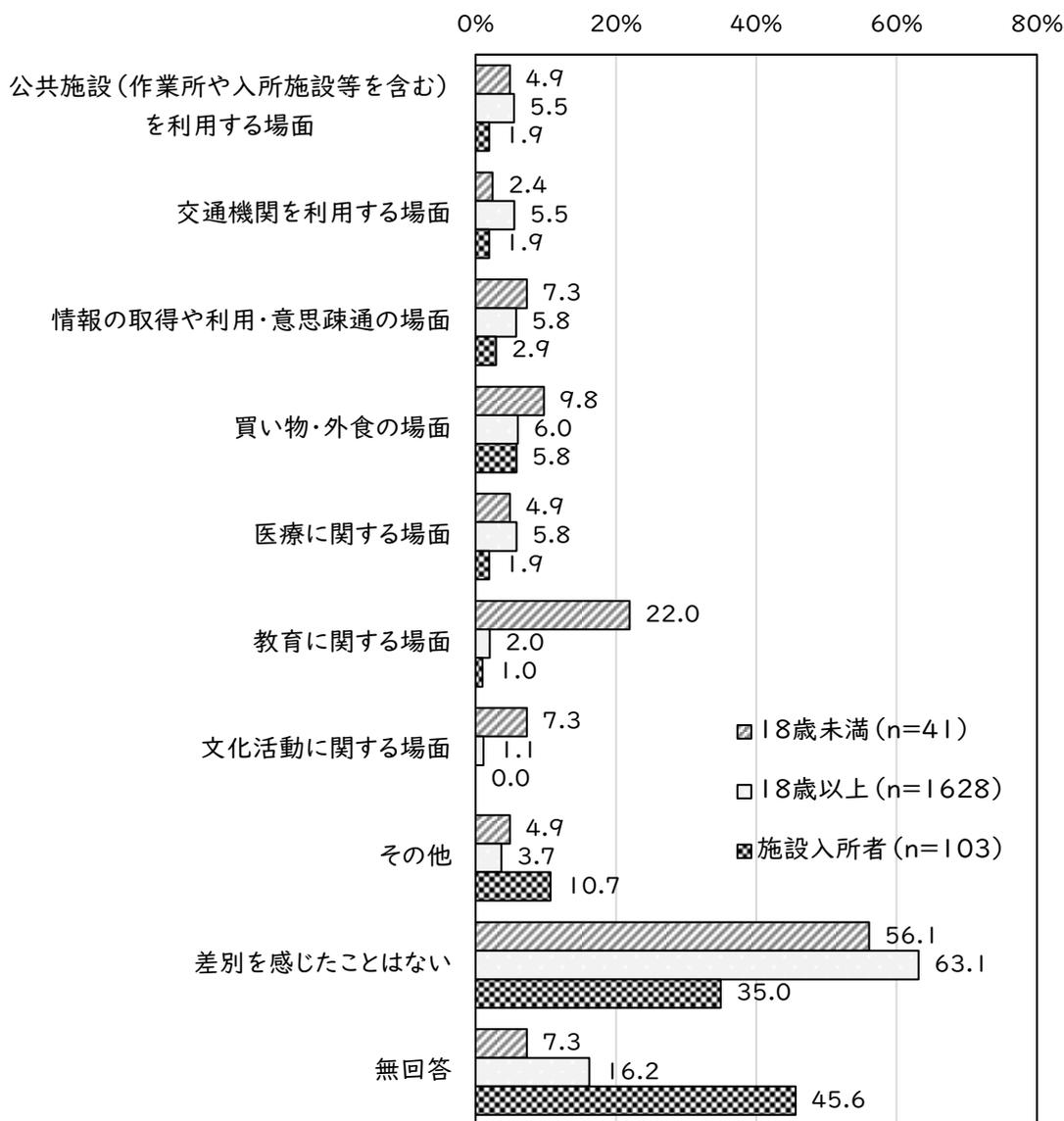
緊急時の避難について、18歳未満では7割強、18歳以上では約半数が一人で避難できないと回答しています。

また、18歳以上では一人で避難できないと回答した人のうち2割以上が緊急時に援助してくれる家族や近所の方がいないと回答しています。

・障がい者差別について

【差別されたと感じた場面】

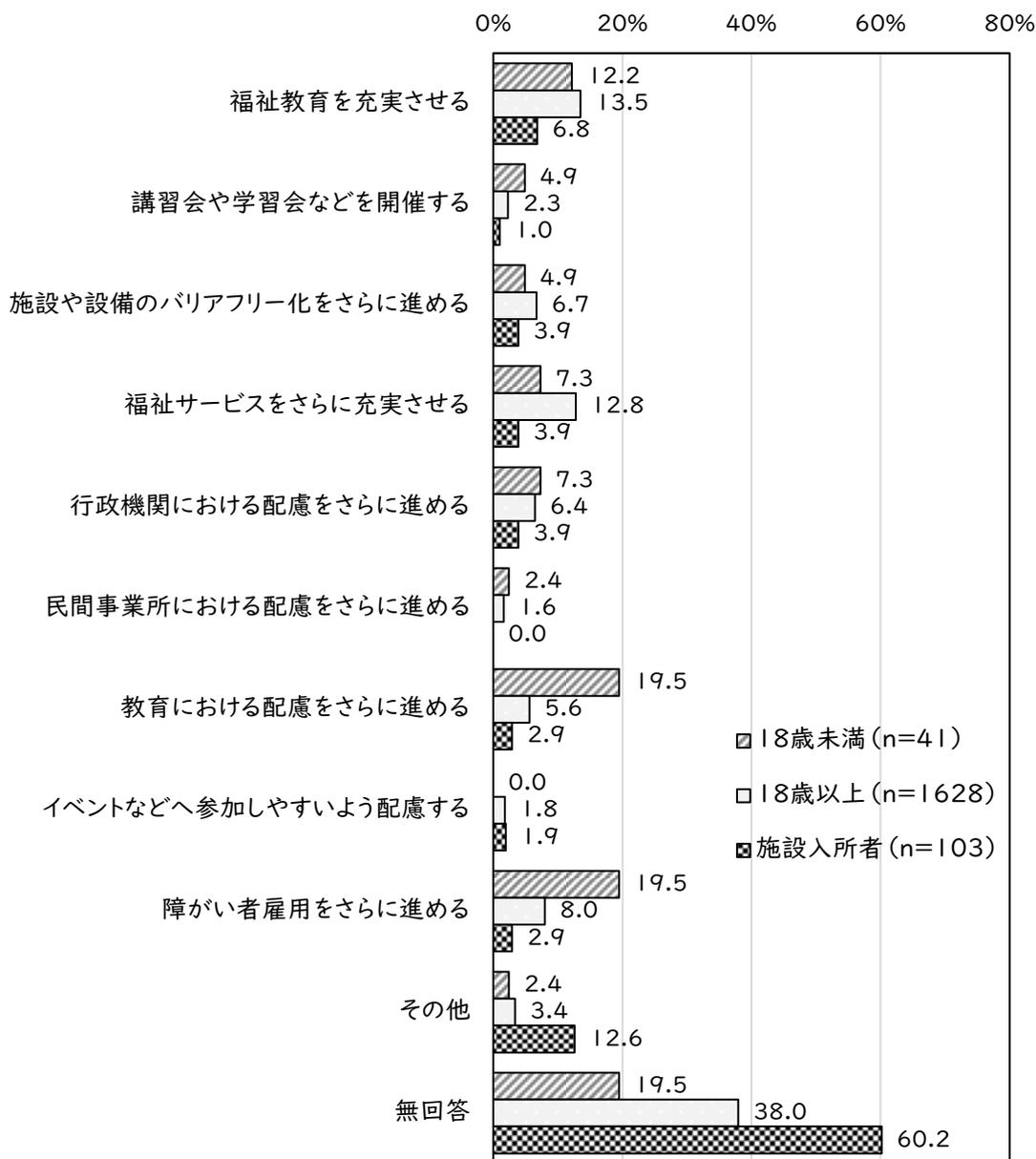
問 過去3年の間に、障がいを理由として差別されたと感じた場面はありましたか。



最も差別されたと感じた場面は、18歳未満では「教育に関する場面」、18歳以上、施設入所者では「買い物・外食の場面」となっています。また、半数以上の方は差別を感じていません。

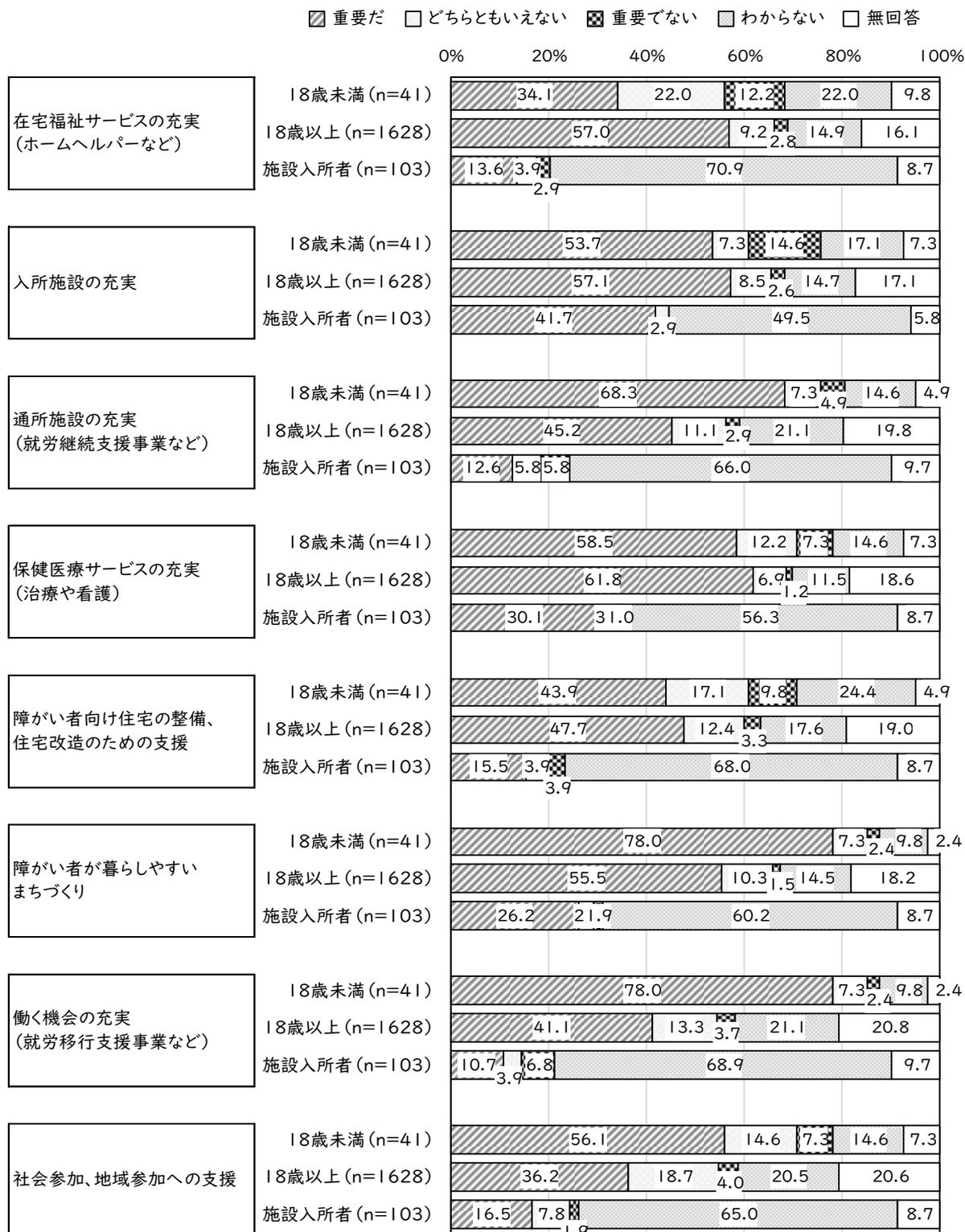
【差別を解消するために必要なこと】

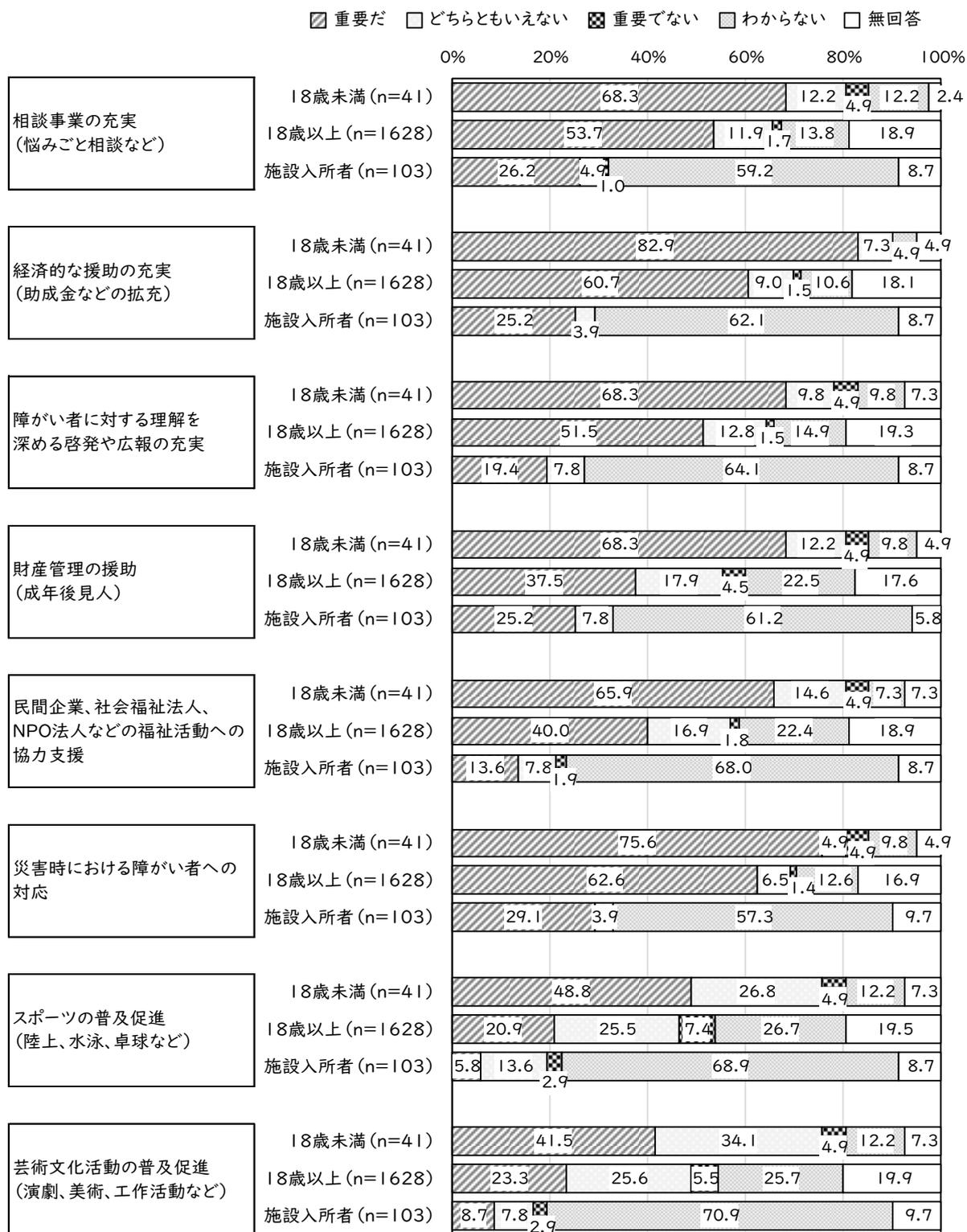
問 障がいのある人への差別を解消するために必要と考えることは何ですか。



18歳未満では、「教育における配慮をさらに進める」、「障がい者雇用をさらに進める」、18歳以上では、「福祉教育を充実させる」、「福祉サービスをさらに充実させる」、施設入所者では、「福祉教育を充実させる」の割合が高くなっています。

・障がい者福祉の重要度(今後の必要度合い)





今後生活していくうえで、どのようなサービスが重要か尋ねたところ、18歳未満では「経済的な援助の充実(助成金などの拡充)」(82.9%)、18歳以上では「災害時における障がい者への対応」(62.6%)、施設入所者では「入所施設の充実」(41.7%)の割合が高くなっています。また、「経済的な援助の充実(助成金などの拡充)」、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」「災害時における障がい者への対応」などについては、年齢問わず半数以上の方が重要と考えています。

(2) アンケート調査結果に基づく現状と課題

調査等の結果から、今後の課題を次のとおり整理します。

【介助者の高齢化や相談支援体制】

主な介助者の年齢は60歳以上が約7割を占めています。主な介助者が介助できないとき、頼れる人がいない、どうしてよいかわからないという方が2割以上存在しています。

安心して外出できない、自分の時間が持てないなど介助者にとっての心身の負担も大きくなっており、家庭内でのケア役割の分散や公的支援の利活用が必要です。

また、どこ（誰）に相談していいかわからない、相談しても満足いく回答が得られない等を理由に障がい者の1割弱が悩みを相談したいができずにいます。相談窓口の周知や相談員の育成・確保が必要です。就労においても、収入が少ない、職場の人間関係、精神的な負担が大きい等の意見が多く、健康状態に合わせた働き方や障がい者に適した仕事できること、働く場が近くにあること、就職後の支援も充実していること等が就労環境の整備が求められています。

【障がい者差別や成年後見制度の認知度】

「教育に関する場面」、「買い物・外食の場面」で差別を感じています。就学先の選択では、環境が変化し、現在と同じ療育や教育の支援を受けられるか、障がいを理由にいじめなどがおきかないか等の悩みを持たれています。障がい者に対する偏見や差別意識が根強くあることは、障がい者の社会参加や人間関係の妨げとなります。教育における配慮、福祉教育、福祉サービスのさらなる充実が求められます。また、障がい者が、意思決定や財産管理を自力で行うことが難しい場合、成年後見制度を活用できることがありますが、制度自体が知られていないため、十分な支援が受けられていない可能性があるため、制度の周知が求められます。

【地域での暮らし】

障がい者が外出する際に、交通手段が限られていたり、施設や道路などの環境が利用しにくかったりすることが、障がい者の社会参加の妨げとなっています。交通手段の充実、交通費助成、介助者の支援などの外出支援や歩道などの段差の整備、利用しやすいトイレや手すりの設置、障がい者専用駐車場の整備などの公共施設の改善が求められます。

また、緊急時の避難場所の認知度が半数程度と低くなっています。また、約半数が一人での避難が困難であり、約2割が緊急時に援助してくれる家族や近所の方がいない状態となっています。地域住民や行政支援が必要です。

(3) アンケート等調査による障がい福祉サービス提供事業所及び障がい者団体の現状

「第7期佐渡市障がい福祉計画」及び「第3期佐渡市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内における福祉サービスの提供状況などを把握し、令和6年度から令和8年度までの本市における障がい福祉サービス等の必要量の見込みを示す際の参考にすることを目的に調査を実施しました。

①調査方法

調査方法	メール送信(往信・返信とも)、記名式
調査期間	令和5年6月26日(月)～令和5年7月14日(金)

②調査対象等

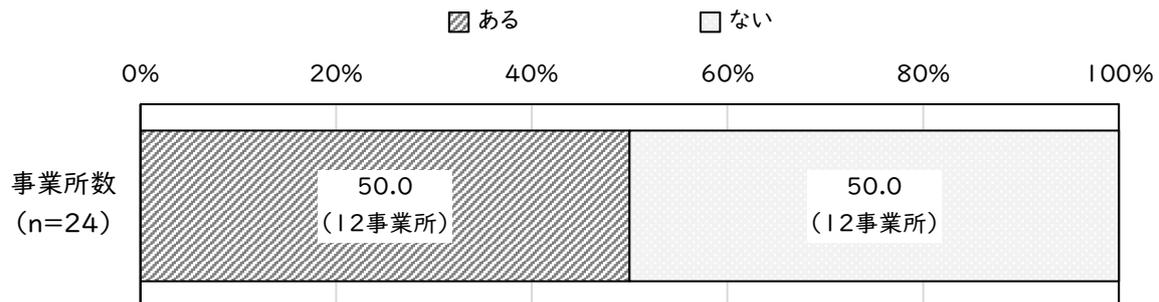
本調査は、本市で福祉サービスを提供している障がい福祉サービス提供事業所と、本市で活動している障がい者団体を対象として実施しました。

調査区分	配布数	有効回答数	回収率
障がい福祉サービス提供事業所を対象としたアンケート調査	27	24	88.9%
障がい者団体を対象としたヒアリング調査	3	3	100%

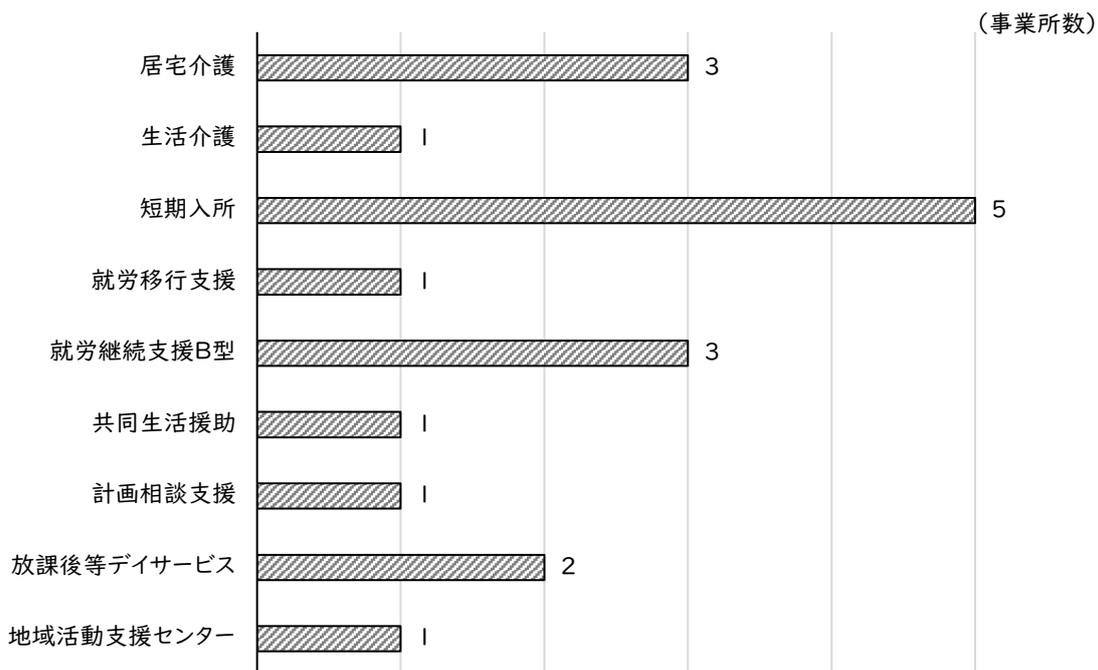
③障がい福祉サービス提供事業所アンケート調査結果

・障がい福祉サービスの提供状況について

問 利用者からの依頼に対して、受け入れ(事業提供)できなかったことがありますか。

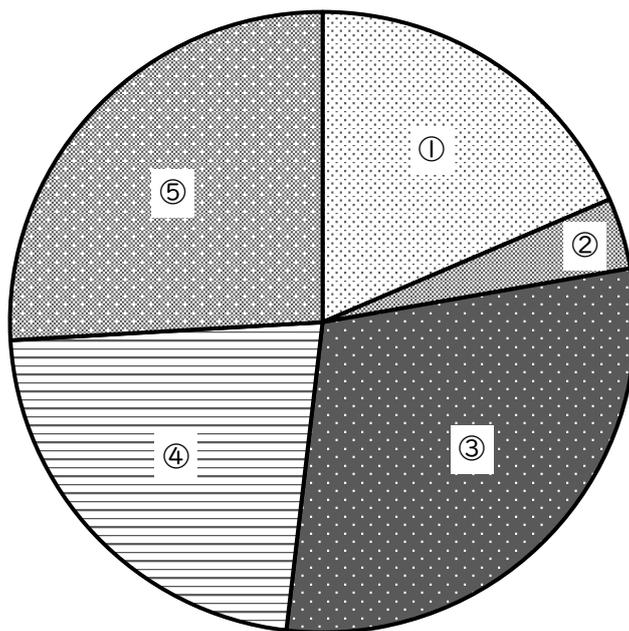


問 受け入れ(事業提供)できなかった事業は何ですか。(複数選択可)

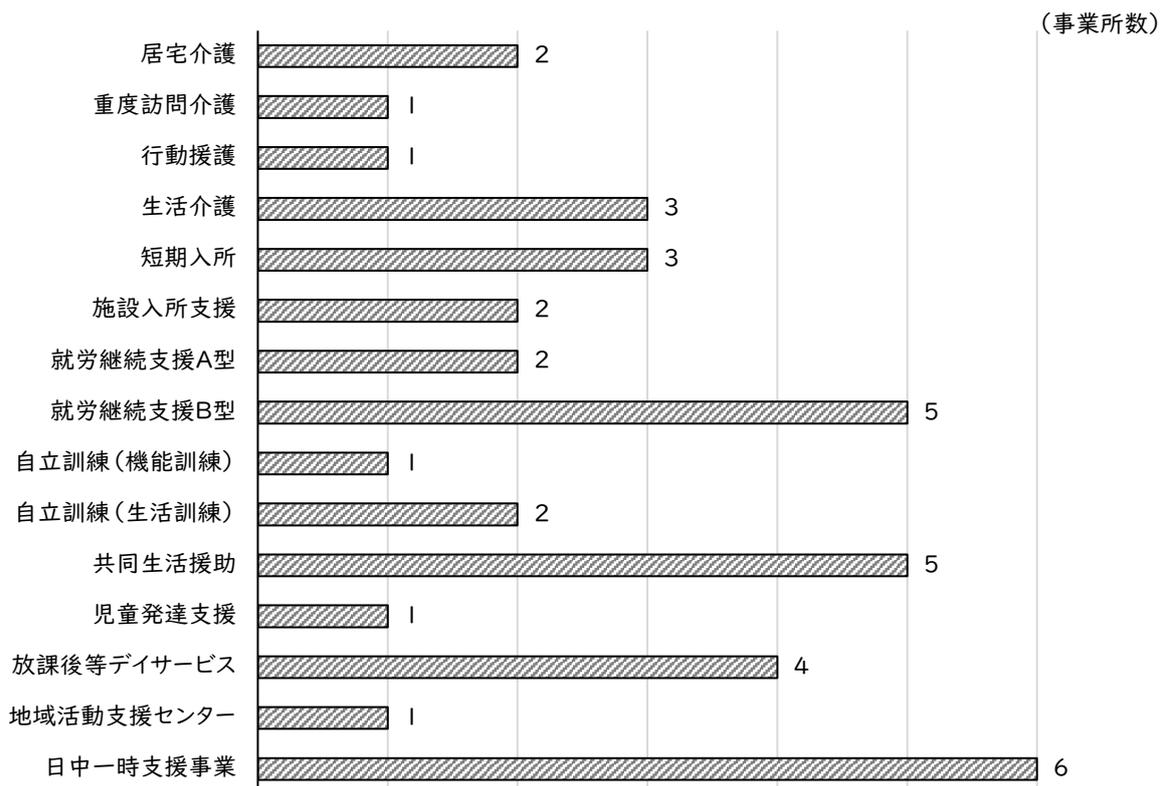


問 その理由は何ですか。(選択制。複数選択可)

- ①希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた。… 18.5%
- ②希望される時間帯に、事業所として事業提供していなかった(夜間、休祝日など)。… 3.7%
- ③事業所では対応できない困難ケースだった(障害種別、障害程度など)。… 29.6%
- ④新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)。… 22.2%
- ⑤その他… 26%

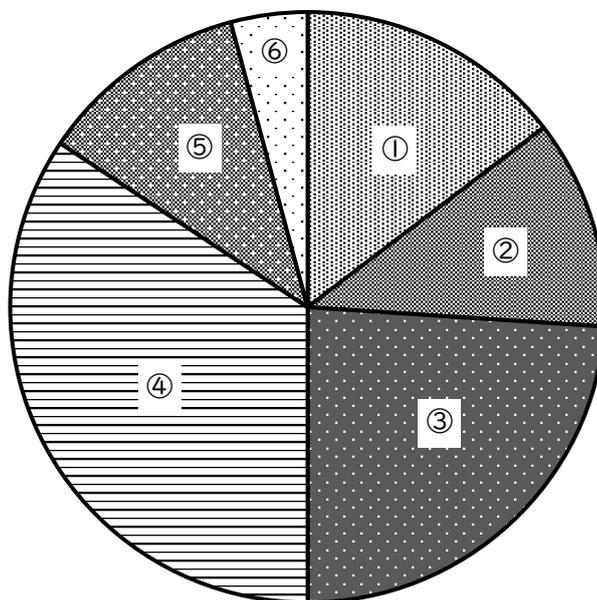


問 利用者から望む声が多いが、不足していると感じられる事業はありますか。(複数選択可)



問 その理由は何ですか。(選択制。複数選択可)

- ①利用者需要の見込みが立てづらい。… 14.6%
- ②利用者の継続的な確保が困難。… 11.5%
- ③事業の提供場所(土地や建物)の確保が困難。… 24%
- ④職員の確保が困難。… 34.3%
- ⑤報酬単価が低く採算性に不安がある。… 11.5%
- ⑥その他 … 4.1%



利用者からの依頼に対して、受け入れ(事業提供)できなかったことがあるかを尋ねたところ、「ある」と回答した事業所が半数を占めました。受け入れできなかった理由として「事業所では対応できない困難ケースだった(障害種別、障害程度など)」、「新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)」との回答が多くなっています。

また、利用者からの要望が多いが、不足していると感じる事業として、「日中一時支援事業」、「就労継続支援B型」、「共同生活援助」等が挙げられ、その事業に対して増員等が進まない理由としては「職員の確保が困難」との回答が最も多くなっています。

④障がい者団体ヒアリング調査結果

・障がい者団体の活動状況について

問 今後力を入れていきたい活動内容を教えてください。

- 軽スポーツ等の健康や仲間づくりを支援する活動。
- 会食やバスハイク等の外出を支援する活動。
- 社会とのつながりを目的とした訪問活動。
- 子どもが高齢者になっても安心して暮らせるような支援の仕組みづくりを目指す活動。

問 現在の活動を実施する上での問題点と改善すべき課題を教えてください。

- 会員の高齢化。
- 個人情報保護のため新規会員の獲得が難しく、活動会員が減少している。
- 保護者の高齢化等により、保護者だけでなく一緒に活動する子どもの活動参加の機会の減少。
- 課題解決のため、会員間での話し合いと意見の共有機会を増やすことや、意見を上げていくために県団体との連携の強化が必要。

問 今後、活動団体が増えていく、また継続していくためには、どのようなことが必要と考えていますか。

- 発達障がいや自閉症の当事者へのサポート。
- 障がいに関する勉強会の開催。

問 今後必要となると思われる新たなサービスや見直しすべきサービス等について、考えをお聞かせください。

- 障がい者向けの安価な交通手段。
- 相談窓口の充実。
- ICTを活用した情報提供・見守りサービス。
- 乳幼児の発達支援サービス
- 障がい高齢者専用の特別養護老人ホーム

(4) 障がい福祉サービス提供事業所及び障がい者団体へのアンケート等調査結果に基づく現状と課題

調査等の結果から、今後の課題を次のとおり整理します。

【人材確保・育成】

人口減少や高齢化に伴い、施設職員や介護人材不足により、十分なサービスができていない事業所が多くあることから、人材の確保が課題となっています。U・Iターン希望者を増やし、労働人口を増やすなど、働き手・担い手の確保・育成が重要と考えます。また、新しい人材が入ってきても、施設内では慢性的な人材不足により教育が行き届かず、離職につながることもあるため、障がいの特性に応じた対応ができるよう、研修の充実が求められます。

【相談支援体制の充実】

若年層の知的障がい者・精神障がい者が増加傾向にあるなか、保護者や支援者の高齢化等もあり、障がいの特性に応じた支援体制づくりが必要となっています。

障がいを早期に発見し支援につなげることは、障がい特性の軽減や基本的な生活能力の向上につながり、本人や家族、支援者にとっても有益になると考えられます。

また、障がいの特性に応じて支援困難な事例にも対応ができるように、相談支援体制の充実が求められています。



第4次佐渡市障がい者計画

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

「みんなで支え合い、思いやりあふれる、誰もが安心して暮らせる島(まち)づくり」

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 障がいへの理解と配慮を持つ安心して暮らせるまち

あらゆる機会や情報発信を通じて、障がいに対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障がいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進します。

また、誰もが安心して快適な生活を送ることができるよう、バリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進し、外出や移動手段の充実等の生活環境の整備とともに、防災・防犯対策を強化し、安全・安心なまちづくりを目指します。

基本目標2 共生のために連携と協働する、支え合い、認め合えるまち

医療・保健・介護・福祉・教育・雇用などの関係機関との連携を強化し、身近な場所で気軽に相談できる体制の充実を図り、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスの適切な確保に努め、地域社会全体で障がい者やその家族を支援します。市民一人ひとりが、知識や経験を活かしながら協働し、障がいの有無に関わらず誰もがその人らしく暮らせるよう、共生社会の実現を目指します。

基本目標3 ライフステージを通じ、いきいきと心豊かに暮らせる総合的な支援のあるまち

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

また、ライフステージに応じたサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの充実や支援体制の強化に努めます。

3 計画の体系

基本理念

みんなで支え合い、思いやりあふれる、誰もが安心して暮らせる島(まち)づくり

基本目標1:障がいへの理解と配慮を持つ安心して暮らせるまち

基本目標2:共生のために連携と協働する、支え合い、認め合えるまち

基本目標3:ライフステージを通じ、いきいきと心豊かに暮らせる総合的な支援のあるまち

基本方針1 障がいへの理解と権利擁護の推進

基本施策1 障がいへの理解に対する啓発の推進

基本施策2 権利擁護施策の充実

基本施策3 意思疎通支援事業の充実



基本方針2 地域での自立生活の支援と生きがいづくり

基本施策1 障がい福祉サービスの充実と社会参加の促進

基本施策2 生活基盤の安定

基本施策3 就労支援の充実



基本方針3 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進

基本施策2 防災・防犯対策の充実

基本施策3 精神保健・医療の推進



基本方針4 総合的な支援体制の充実

基本施策1 相談支援体制の充実

基本施策2 障がい児福祉の充実



第4章 具体的施策の方向

基本方針Ⅰ 障がいへの理解と権利擁護の推進



【現状と課題】

障がいに対する正しい知識を普及するため、これまで障がい福祉施策によって啓発・広報を行ってきておりますが、依然として教育に関する場面や買い物・外食の場面等で差別を感じており、障がいや障がい者に対する誤解や偏見、差別といった「心のバリア」が存在しています。障がい者の自立した地域生活の実現に当たっては、このような心のバリアと、物理、制度、意識に加え文化・情報面などに潜むバリアを取り除いていくことが不可欠であり、情報のバリアフリー化を図るなど、必要な支援を提供することが必要です。

また、障がい者が地域で安心して日常生活を営むため、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえた差別の解消、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取り組みを進めることが重要で、共生社会の実現を図るためには、障がいや障がい者への理解を促進するよう、幅広い広報・啓発活動の推進が必要です。

さらに、障がいに対する正しい認識を深めるためには、幼少期からの啓発が不可欠であり、家庭、地域はもとより学校教育における福祉に関する教育を継続的に推進する必要があります。

基本施策Ⅰ 障がいへの理解に対する啓発の推進

【施策の方向】

障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「共生社会の実現（ノーマライゼーション）」のために、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障がい者のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」を推進します。

1. 障がいのある人とない人の交流機会の拡大

障がい者への理解を深めるため、市内で開催される各種イベントなどを通じて啓発事業を推進します。その一環として、市役所や市関連施設において、障がい者が作成した作品等を展示販売する場の提供など、障がい者の活動への積極的な支援を行います。

主要な施策(事業)	概要
障がいの理解の啓発活動の推進	各種イベントや大会、研修会等の活動を支援し、障がいに対する正しい理解の普及に努めます。
授産品販売機会を通じた交流	障がい福祉施設での作品等を販売するイベント等を充実し、障がい者の所得の向上と市民との交流機会の充実を図ります。佐渡授産ネットワークにおいて、授産品販売を通じた市民との交流及び障がいの理解促進に取り組みます。

2. 障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進

最新の福祉情報をはじめとする各種情報の提供、障がい者が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障がい者への理解の促進を図ります。インターネットは情報の入手手段のひとつとして重要な役割を担っていることから、情報提供手段として市ホームページやSNS、メール配信サービスの活用を図ります。また、視覚障がい者への対応として、情報へのアクセシビリティの向上に努めます。

主要な施策(事業)	概要
SNS・広報等による啓発活動	CNSテレビ、市報さど、市ホームページ等とともにSNSを活用して障がいに関する情報を提供するとともに、市民へ障がいや障がい者に関する啓発を進めます。また、市ホームページについても、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。
ヘルプマークの推進	援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークを配布し、普及啓発に取り組むことにより、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。
障がい者週間などにおける啓発活動の充実	障がい者の社会参加を促進するため、市民に障がい者に対する理解の促進を図ります。

3. 福祉の心を育てる教育の推進

日常生活において、障がいのある人とない人が共に活動することは、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であり、福祉教育^(※)の充実や交流活動の推進が重要視されています。学校教育等を通じて、障がいや障がい者に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。

主要な施策(事業)	概要
福祉に関する理解を深める教育の推進	障がいの有無にかかわらず、地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がい者に対する理解を深めるために、特別支援学級などの子どもとの交流及び共同学習を進めます。
職員等への啓発	職員への研修を行い、障がいや障がい者についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
公共サービス従事者への啓発	公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいや障がい者についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。

※ここにおける「福祉教育」とは、一人ひとりが地域の生活課題や福祉課題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していく「気づき」と「つながり」のプロセスを指します。福祉教育の対象は「学校」だけでなく「子どもも大人も含めた地域」と考えています。

基本施策2 権利擁護施策の充実

【施策の方向】

平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がい理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。同年5月には、認知症や知的障がい等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行される等、障がい者の人権尊重と権利擁護に向けた法の整備が進められています。

本市でも障がい者に対する差別や偏見を解消し、尊厳と権利を保障するための総合的な施策をさらに推進します。

1. 権利擁護の推進と障がい者差別の解消

障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい者やその家族の権利擁護に取り組むとともに、差別解消や虐待防止に向けた周知活動をさらに推進します。

主要な施策(事業)	概要
障がい者差別解消への対応	障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援を受けられるよう、相談体制の充実を図ります。
合理的配慮の提供などに関する啓発	地域における合理的配慮の提供や障がい者に対する身近な差別の解消を促進するため、市民や事業主等に対し、差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を紹介しながら、差別解消に関する啓発を行います。
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が不十分な障がい者が、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を通して地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知・普及を図ります。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用手続きに係る相談や支援などとともに、関係機関と連携し制度の周知・普及を図ります。また、費用負担が困難な方に対し成年後見制度利用支援事業の周知等を図ります。
障がい者虐待への対応	相談窓口等の周知や障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携により、虐待の早期発見・防止に取り組みます。また、虐待事案に対しては、関係機関と連携を図りながら迅速な対応と適切な支援を行います。

基本施策3 意思疎通支援事業の充実

【施策の方向】

障がいが原因で、通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に、必要な情報がよりの確に伝わる情報媒体、提供方法及び体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

1. 障がい特性に応じた情報提供の支援

必要な配慮や手段がその人ごとに異なることに留意し、意向を確認して柔軟に対応するように努めます。

窓口等では筆談対応を行うとともにコミュニケーション支援ボードを設置するなど、障がい者に対して適切な情報提供に努めます。

主要な施策(事業)	概要
広報活動の充実	市広報について、視覚障がい者や聴覚障がい者に情報提供できるよう音声化等についての検討や、障がい福祉の制度内容をわかりやすく説明した「障がい福祉の案内」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
緊急通報システムの充実	聴覚機能障がい者や、音声・言語機能障がい者のために、Net119緊急通報システムやファクシミリ及び電子メールによる119番通報の普及を図ります。

2. 意思疎通支援をする人材の確保と養成

手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成を図り、派遣制度の充実に努めます。

主要な施策(事業)	概要
手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成	聴覚障がい者への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話奉仕員等の養成を関係機関と連携して行います。
手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の派遣	聴覚障がい者が参加する事業等に手話奉仕員等を派遣するとともに制度の周知に努めます。
福祉用具の給付	障がい者が容易に情報を得られるよう福祉用具の適正な給付を行います。

3. ICTの活用

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタルや情報通信の担当部署との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

主要な施策(事業)	概要
障がい者のためのホームページの充実	制度改正や障がい福祉に関する情報など、随時最新情報に更新するとともに、ホームページの構成について、よりわかりやすい内容になるよう努め、利用にあたって不自由さを感じることのないようウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。
ICT活用等の促進	誰でも情報取得が簡単にできるよう、ICTを活用した情報提供を積極的に行うとともに、パソコン等のIT機器を気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。



基本方針2 地域での自立生活の支援と生きがいづくり



【現状と課題】

本市では、障がい福祉サービス事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスの充実に努めてきました。障がい者及び家族の高齢化、障がいの重度・重複化及び多様化が進むなか、障がい者の生活課題やニーズは複合化・多様化しており、これらへの対応を図るためには、支援体制の強化やサービスの量的・質的な充実に計画的に推進することが必要です。サービスを支える障がい福祉サービス事業所においては、人材確保やサービスの質の向上が課題となっており、行政や地域社会との連携を強化しながら、必要なサービス量の確保を図る必要があります。

今後も障がい者の自立と社会参加を進めていくためには、必要とする障がい福祉サービスの支援を受けながら、障がい者が居住する場所を選択できることが重要であり、本人の意向を尊重した上で、施設入所者や退院可能な精神障がい者の生活の場を地域生活へと移行していくことが大切です。また、障がいの有無に関わらず社会活動に参画し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション等を行うことができる環境の整備が求められています。加えて、将来にわたって障がい福祉サービスを継続して提供するためには、提供体制だけでなく、それを担う人材の確保、また、障がい者が気軽にスポーツ等に取り組めるよう指導員の養成を行うことが必要です。

基本施策1 障がい福祉サービスの充実と社会参加の促進

【施策の方向】

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実に推進します。併せて、障がい福祉サービス事業所等の人材の確保も重要であり、その確保と質の向上に努めます。

また、障がい者の生活の質を高めるため、スポーツや芸術・文化活動への参加を促進し、生きがいのある豊かな生活が送れるよう推進し、生涯学習の充実や自主学習グループへの参加の促進により、芸術・文化活動の充実に努めます。

1. 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが確保され、自ら望む生活の在り方を選択できるよう、サービス基盤を整備します。

また、適切な支援を行うために必要な、専門知識や技術を備えた人材の育成・確保に努め、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

主要な施策(事業)	概要
障がい福祉サービスの充実	計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めていきます。
人材育成と確保	障がい者が住み慣れた地域で安定的に障がい福祉サービスが受けられるよう、福祉人材の確保及び育成に取り組みます。
苦情解決体制の整備	障がい者が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。
福祉サービスの評価	事業者が提供するサービスの質を地域自立支援協議会において客観的に評価するなど、事業評価を行い、事業の改善につなげていきます。

2. 地域生活移行支援の充実

地域生活への移行を進める施策をより効果的に推進するため、関係機関との連携を図るとともに、地域生活移行支援及び地域定着支援、グループホームなどの住まいの場の提供、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供などによる各種支援を行います。併せて、地域生活支援事業の充実を図り、地域生活への移行を推進し、日中活動の場の確保に努めます。また、障がい者等の高齢化への対応ができるよう、介護保険事業所との連携による介護保険サービスを含めた包括的なサービス提供に努めます。

主要な施策(事業)	概要
障がい福祉施設の充実	グループホームなど障がい者の地域生活を支援するための居住の確保に努めます。
生活支援へのボランティア参加促進	社会福祉協議会等との連携により、障がい者の通院、買い物などの日常生活を支えるボランティア活動への支援を行うとともに、市民に対し、積極的な参加を呼びかけます。
介護保険と連携	自立支援給付(障がい福祉サービス)から介護保険給付(介護保険サービス)への円滑な移行を図るため、各関係機関と連携できる仕組みづくりを構築し、移行しても安心した生活が送られるよう対応していきます。
住宅改修の支援	障がい者が暮らしやすいよう、住宅を改修するにあたって相談の充実と住宅改修費の助成を行います。
地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業や地域活動支援センター、精神障がい者生活訓練事業など、多様な日中活動の場が提供できるよう体制整備に努めます。

3. スポーツ・レクリエーション活動の支援による社会参加の促進

障がい者が地域の中で豊かな生活を送れるよう、地域のスポーツやレクリエーション等へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、ボランティアの参加を促進するよう、各種機関・団体と連携を図ります。

主要な施策(事業)	概要
障がい者スポーツ協会等との連携	障がい者スポーツ協会、各関係機関等と連携し、障がい者スポーツの振興に努めます。
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成	障がい者が気軽にスポーツに取り組めるよう、フライングディスクなどスポーツ・レクリエーションの指導員の養成を行います。「障がい者スポーツ指導員資格」講習会への受講をすすめ、資格取得者の増加に努めるとともに指導員の拡充を図ります。
障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	障がい者とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しみながら、相互の親睦を深めるため、身体障がい者体育大会等の各種大会に支援を行います。
障がい者芸術文化活動の支援	『障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律』に基づき、障がいの有無にかかわらず、芸術・文化に親しむ機会を増やすため、各種イベントなどを開催するとともに、障がい者による芸術作品の制作および作品の展示の機会確保を含めた生涯学習の充実を図ります。



基本施策2 生活基盤の安定

【施策の方向】

障がい者が自宅や地域で自立して生活するために、障害年金制度や特別児童扶養手当、特別障害者手当等の各種手当制度の周知に努めるとともに、通院などに要する経済的負担を軽減するため、各種制度等の周知及び活用を図り、障がい者の生活の安定、改善に努めます。

1. 各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知

障がい者やその家族に対し、日常生活支援、社会参加支援サービスの提供のほか、各種手当や医療費助成制度、減免制度の周知を図り、安心して地域生活を送れるよう経済的な支援を行います。

主要な施策(事業)	概要
各種手当制度や障がい福祉サービスの利用促進	各種手当制度や障がい福祉サービスについて、わかりやすいパンフレット等を用いて周知を図るとともに、利用促進を図ります。
通院交通費助成	人工透析を受けている方や指定難病の方などが治療のために通院した際の交通費の一部を助成します。
心身障害者及び精神障害者作業所等通所費助成	障がい福祉施設に作業のため通所している人に対して、交通費の一部を助成します。
医療費助成	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)、重度心身障害者医療費助成、佐渡市精神障害者医療費助成の実施により、経済的支援を行います。
公共料金等割引制度	各種手帳交付時に、NHK放送受信料減免や有料道路通行料金割引制度等について、パンフレット等を用いて周知を図るとともに、利用促進を図ります。

2. 公営住宅への入居支援

公営住宅への入居など市の住宅施策との調整の中で、障がい者の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。

主要な施策(事業)	概要
一般住宅の確保の支援	民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた居住サポート事業に取り組みます。また、市営住宅への入居など、市の住宅施策との連携・調整を行い、障がい者の居住の確保に努めます。
住宅改修の支援	障がい者が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたって相談の充実と住宅改修費の助成を行います。

基本施策3 就労支援の充実

【施策の方向】

障がい者が地域で暮らし、自立した生活をしていくためには、地域で様々な組織が連携し、就労を支援していくことが重要です。障がい者の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障がい者の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

1. 就労促進に向けた相談支援体制の充実

働く意欲のある障がい者が、その適性と能力に応じた就労の場に就けるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、障がい者の就労を促進します。また、就労支援の充実を図るとともに、就労後の定着に向けて障がい者と雇用者の相談等を強化します。

主要な施策（事業）	概要
雇用環境の整備促進	障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所や障がい福祉施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談に努めます。
就労相談支援体制の充実	障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。
職場定着と継続就労への支援	就労先に出向き、障がい者と企業の双方に定着指導を行うほか、ジョブコーチ支援等を活用し、安心して仕事を続けられる支援を行います。

2. 一般就労の促進

県やハローワーク、庁内関係部署との連携を図りつつ、事業所に対し、障がいについての理解を深める機会を増やし、障がい者の雇用の促進を図ります。

主要な施策（事業）	概要
事業主への啓発	障がい者雇用支援月間などを中心に、市内の事業主に対して障がい者の雇用についての理解の促進及び様々な就労形態（季節的就労、グループ就労、短時間就労等）での受け皿の確保推進を図り、雇用ができるよう引き続き協力を要請していきます。
公的機関における雇用拡大の推進	公的機関における事務や作業などについて、ハローワーク佐渡及び障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、雇用拡大の推進を図ります。

基本方針3 安心して暮らせる地域づくり



【現状と課題】

依然として交通手段の不便さ等が障がい者の社会参加の妨げとなっています。障がい者の自立と社会参加を支援し、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、交通・建築物等のバリアフリー化を推進するなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、災害時に1人での避難が困難な方が多くいることから、これまでの災害の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、災害発生時の支援体制、福祉避難所の充実及び避難支援については、地域が主体となって実施する仕組みづくりを図る必要があります。

さらに、高齢者や障がい者が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれる事例が増加しており、地域における防犯対策を推進し、消費者トラブルの防止や早期発見に取り組む啓発等を図る必要があります。

身近な地域で、自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日常生活の場の整備を促進するとともに、障がい特性に応じた多様なニーズに対応しながら、障がい者が安全・安心に地域生活を送ることができる環境の整備に努めていく必要があります。

基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進

【施策の方向】

障がい者を含めすべての市民が安心して暮らすため、道路、公園、建築物等生活関連施設のバリアフリー化を推進し、住みやすい地域社会づくりに努めます。

1. ユニバーサルデザインの考え方に基づく生活環境の整備

新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進するとともに、障がい者を含め多くの人々が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努め、公園については、障がい者用のトイレ、スロープ、車止めなど、障がい者に配慮した附帯施設の整備、改修を推進します。

また、歩道と車道の分離、歩行空間の確保、道路拡幅、交差点における歩道と車道の段差解消など、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。

主要な施策(事業)	概要
ユニバーサルデザイン化の推進	施設の新設及び改修等に当たっては、今後も、計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。
民間建築物の整備改善の促進	新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう啓発活動を進めます。

主要な施策(事業)	概要
安全で快適な道づくり	道路整備、歩道整備にあたって、段差解消や点字ブロック等の設置による安全で快適な道づくりを推進します。また、看板等の路上障がい物のない歩道環境について、市民意識の啓発を行います。
公園・公共施設等の整備	公園や観光施設、道路、公共施設等の整備・改修にあたって、バリアフリー化を推進します。多目的トイレ(オストメイト対応等)の設置等、市施設の改善・整備を行い障がい者にやさしい島(まち)づくりを進めます。

2. 移動手段の確保

障がい者が生活活動範囲を拡大するためには、それぞれの障がいに応じた移動手段の確保が必要となります。障がい者の移動や外出の利便性を高めるため、移動支援事業などにより、障がい者の移動・外出手段の確保に努めます。また、障がい者などに向けた駐車区画の適正利用を図るため、新潟県おもいやり駐車場制度等の周知啓発を図ります。

主要な施策(事業)	概要
公共交通等の充実	福祉有償運送等自家用有償旅客運送による輸送サービスを確保するとともに、路線バス、航路における障がい者割引の拡充を図るなど、利用しやすい公共交通体系の整備を引き続き進めます。
福祉タクシー利用料金助成	重度障がい者の有効な手段として、福祉タクシー利用券を交付します。
新潟県おもいやり駐車場制度の普及促進	新潟県おもいやり駐車場制度に基づき、市関連施設等における障がい者等用駐車スペースの整備や案内板設置を進めます。また、新潟県と協力し、市内でのおもいやり駐車場協力施設が増えるよう制度の普及に努めます。
障がい者自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の社会参加を促進するため、運転免許取得費用の助成を行います。
身体障がい者自動車改造費助成事業	一人ひとりの障がいの状態にあった自動車改造に必要な費用の助成を行い、身体障がい者の積極的な社会参加を促進します。



基本施策2 防災・防犯対策の充実

【施策の方向】

障がい者が、地域の中で安心して生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみ、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策などが必要です。防災・防犯などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した際に障がい者が安心して避難できるネットワーク体制の充実に努めます。

1. 防災対策の充実

防災に関する広報・普及活動を行うとともに、地域の防災訓練を支援し、障がい者を含む市民の防災意識の高揚を図ります。災害時の緊急情報をメールや防災無線等により伝達するとともに、自力で避難できず特別な支援が必要な人については個別避難計画を見直すなど、避難時等に十分配慮するよう努めます。また、災害時に福祉活動に携わるボランティアを確保するよう各種機関・団体と連携を図り、自治会や町内会単位の地域住民による自主防災組織づくりを進めるとともに、その活動への支援を行います。

主要な施策(事業)	概要
避難誘導體制の整備	市地域防災計画に基づき、障がい者など避難行動要支援者に対し、自主防災組織及び町内会長と協力して、近隣住民の共助意識向上に努め、避難誘導體制について検討し、個別計画の作成を推進します。
避難行動要支援者名簿の活用	避難行動要支援者を登載した名簿を更新するとともに、名簿を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう、誰が誰をどのように助けるのか、各自主防災組織及び町内会長などとも協議し、個別計画の作成を推進します。
広域避難所(福祉避難所)の整備検討	障がい者などの避難行動要支援者の災害時の避難について、災害の状況にあわせた受け入れ体制(福祉的避難所を含めた避難場所の確保)の検討を行うとともに、障がい者の避難を想定した備品、用具等の備蓄・方法を含め必要な支援の提供に努めます。
緊急通報システムの充実	聴覚機能障がい者や音声・言語機能障がい者のために、Net119緊急通報システムやファクシミリ及び電子メールによる119番通報の普及を図ります。
地域ぐるみの防災体制の整備	地域の自主防災組織を中心に、障がい者が安全・安心に暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。
冬季における除雪対策	障がい者世帯に対し、冬季の除雪対策の支援を引き続き行います。

2. 防犯対策の充実

障がい者を含めすべての市民を街頭犯罪や侵入窃盗、悪質商法などの犯罪から守るため、市、市民及び事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯等の整備を進めます。また、障がい者が犯罪に巻き込まれることのないよう、障がい者や関係者、地域が一体となって防犯意識の向上に努めます。

主要な施策(事業)	概要
地域防犯体制の確立	地域において障がい者を守るため、防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
消費者被害の防止	消費者被害の未然防止に向けた出前講座を実施するなど、障がい者が被害に遭わないよう啓発活動を積極的に行い、悪質商法に巻き込まれないよう引き続き関係機関と連携し、正しい情報の提供に努めます。
交通安全対策	障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等の交流などにより、障がい者に対する安全教室の実施を検討するなど、対策の更なる強化を図ります。



基本施策3 精神保健・医療の推進

【施策の方向】

障がい種別の多様化により、それぞれの障がい者の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保険、医療、福祉関係者が連携し、地域における包括的なケアシステムの構築を目指し、一貫したサービス提供ができる体制を整備するとともに、重度の障がい者などについては、医療給付等により経済的な負担の軽減を行います。

1. 精神保健と医療施策の推進

病気や障がいの早期発見・早期治療は、本人の自己肯定感が下がり抑うつ状態になる等の二次障がいを防ぎ、すべての人がその人らしく生きられることにつながるため、関係機関等との連携の強化を図ります。

また、保健所等の機関と連携して、精神保健に関する正しい知識の普及啓発を進め、心の健康づくりを推進し、障がい者が地域の中で生活できるように、予防から早期治療、社会復帰対策等の総合的な支援の推進に努めます。

主要な施策(事業)	概要
障がいの早期発見・早期治療・早期支援	障がい等の早期発見・早期治療・早期支援を図るため、関係機関等の連携を強化し、相談会の開催や支援体制の強化を図ります。
精神疾患への理解と啓発活動	精神保健福祉ボランティア養成講座などを通して、こころの病気や精神障がいに対する正しい理解と偏見の解消に向け啓発活動に努めます
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域で生活するために必要な支援を行うため、保健・医療・福祉関係者が互いに連携しながら、地域における包括的なケアシステムの構築を目指します。

2. 医療関連サービスに係る経済的支援

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)や重度心身障がい者医療費助成など、各種の医療費助成の実施により、経済的支援を行います。

主要な施策(事業)	概要
自立支援医療費助成制度	自立支援医療費助成制度等について周知を行い、障がいの原因となる疾病の予防と治療、進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費等の助成を行います。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者に対する医療費や訪問看護療養費等を助成します。

基本方針4 総合的な支援体制の充実



【現状と課題】

本市では、障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、関係機関が連携し相談・支援体制の強化を図ってきましたが、障がい者の生活課題やニーズは複合化・多様化しており、これらへの対応を図るためには、支援体制をさらに深化させることが必要です。このことから、今後もサービス提供体制を充実させ、相談窓口の周知や相談支援体制の充実を図るとともに、それを担う人材の確保と育成を推進していくことが重要となっています。

基本施策Ⅰ 相談支援体制の充実

【施策の方向】

障がいに関わる相談は、子どもから大人まで幅広く、それぞれが抱える悩みや戸惑いは多様化しており、ライフステージの節目においても異なるため、相談支援体制の整備及び充実を図るとともに、障がいが生じたときの本人や家族の不安などの解消に向けて、総合的な相談体制の確立を図ります。

Ⅰ. 相談支援体制の推進

障がい者本人の自己選択、自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるように、さまざまな相談に適切に対応できるよう、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら総合的、かつ、効果的なサービス基盤を整備します。

また、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外のさまざまなサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

主要な施策(事業)	概要
相談窓口の周知	市役所本庁の「総合福祉相談支援センター(障がい者基幹相談支援センター)」の更なる周知を図るとともに、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。
相談支援体制の充実	障がい者の生活全般や施設利用、福祉サービスなどについての相談ができる相談員を配置します。また、精神障がい者の相談にも対応できるように、精神保健福祉士等による相談体制の充実を図ります。
見守り活動	社会福祉協議会など、関係機関と地域のボランティア等が協力した地域ぐるみの見守り活動等を促進し、連携体制強化を継続します。
民生委員児童委員	地域に密着した身近な相談者として、気軽に相談ができるよう定期的な研修や啓発を通じて資質を向上し、連携の強化を図ります。

2. 相談を行う人材の育成と確保

相談支援員の増員を図るほか、相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成の充実を図ります。また、相談支援ネットワークの形成を図り、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援を行うようにします。

主要な施策(事業)	概要
相談支援専門員の確保	サービス等利用計画作成のため、相談支援事業所との連携により、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。また、関係機関と連携し、相談支援専門員勉強会を開催するとともに、専門員の質の向上に努めます。
福祉に携わる職員の資質向上	新潟県等関係機関と連携し、行政や施設の職員に対して、障がいや障がい者への正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。



基本施策2 障がい児福祉の充実

【施策の方向】

障がい児の支援に関しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行うとともに、必要な指導訓練等を行い、途切れのない支援が提供できるよう、関係機関との連携・支援の強化を図ります。

1. 障がいの早期発見・早期療育体制の充実

各種健診において、障がいの早期発見、早期治療及び早期療育の実現を図ります。早期療育のために保健、医療、福祉、教育等が連携し、相談機能の強化を図ります。また、保護者等に対し、障がいに対する正しい知識の普及啓発と発達状態に応じた個別相談や関係機関の紹介等の支援の充実を図ります。

主要な施策(事業)	概要
乳幼児健康診査等の保健事業の充実	乳児健診及び幼児健診の受診率の更なる向上を図るとともに、小児科医による診察・指導や保健師による相談・指導により、疾病等の早期発見に努めます。
保育園等との連携	保育園等と関係機関の連携により、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいの疑いのある乳幼児に対して適切な対応に努めます。また、障がいのある乳幼児等の保育については、対象保育園等に加配保育士等を配置し、保育体制の整備を進めます。発達の気になる子どもを、保育園の現場で適切に対応できるよう、保育士等のスキルアップを目指し、研修会を継続します。
地域子育て支援拠点事業等の実施	未就園児童と保護者が一緒に参加する地域子育て支援拠点事業等において、保健師等と連携をとりながら、障がいの有無を見極め、早期の療育につなげていきます。
保育園等における受入体制の充実	保育園等における、障がい児の受入体制の充実を図るとともに、保健師等との連携による障がいの早期発見にも努めます。また、加配職員の配置など、受入体制の充実を図るとともに、巡回支援、研修等を継続し、保育者のスキルを向上します。
公共サービス従事者への啓発	公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいや障がい者等についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。

2. 療育支援体制の充実

児童発達支援や放課後等デイサービス等を通して、療育支援事業の質の向上に努めます。

主要な施策(事業)	概要
障がい児の放課後対策等の充実	障がい児が夏休みなどの長期休業中における居場所づくりを進めます。その子らしく安心して暮らせる場所にできるようスキルアップに努めます。

3. 特別支援教育体制の充実

特別支援教育の充実を図るため、それぞれの障がいや程度に応じた教育課程を編成するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、施設整備の充実を図ります。

主要な施策(事業)	概要
特別支援教育の推進	障がいのある児童、生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、指導、支援、配慮のもと適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立できるような育成に努めます。特別支援担当教師、介助員等への研修会を佐渡総合教育センターの主催により実施します。
個別の教育支援計画の作成・評価	児童、生徒の障がいと特性を見極め、家庭、保育園等、学校、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、個別指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、それぞれの教育的ニーズにあった実践の中で、評価や改善を行います。特別支援学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成割合を100%にします。



第7期佐渡市障がい福祉計画
第3期佐渡市障がい児福祉計画

障がい福祉サービスの体系

「障がい福祉サービス」は、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障がい者等包括支援

日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）
- 就労定着支援
- 就労選択支援
- 療養介護
- 短期入所（ショートステイ）

居住系

サービス

- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）
- 施設入所支援

相談支援

- 計画相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援）
- 地域相談支援（地域定着支援）

障がい児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障がい児相談支援
- 福祉型障がい児入所施設
- 医療型障がい児入所施設

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業
- 精神障害者等生活支援事業
- 保育園巡回支援事業
- 成年後見制度普及啓発事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 生活サポート事業

第5章 障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量

I 数値目標

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値と実績】

国は、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の1.6%を削減することを指針として示しました。本市では、令和元年度の119人に対し、令和5年度末時点入所者数は119人、地域移行者は1人と設定していましたが、実際は、令和5年度末の入所者数は6人削減され113人、地域移行者数は0人となりました。

項目	目標	実績
令和元年度末時点の入所者数 (A)	119人	—
令和5年度末時点での入所者数 (B)	119人	113人
入所者数削減見込み (C=A-B)	0人	6人
削減率 (C/A×100)	0.0%	5.0%
地域生活移行者数 (D)	1人	0人
地域移行率 (D/A×100)	0.8%	0.0%

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

入所者の高齢化等やグループホーム等他サービスの整備、老人福祉施設等の移行により、入所者数及び入所待機者数が減少しています。今後も減少が見込まれ、令和8年度末は105人と設定しました。また、過去の推移から地域移行者数は1人と設定しました。

○国の基本指針：令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値
令和4年度末時点の入所者数 (A)	113人
令和8年度末時点での入所者数 (B)	105人
【目標値】入所者数削減見込み (C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	8人 7.1%
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率(ア=D/A×100)	1人 0.9%

II 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の充実

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値と実績】

国は、障がい者の重度化、高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能をもつ場所や体制として地域生活支援拠点を整備し、障がい者を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について指針を示しました。

本市では、基幹相談支援センターや相談支援事業所、短期入所サービス事業所の機能連携に基づく「面的整備型」で実施し、基幹相談支援センターで短期入所の空き状況をとりまとめ、障がい者の緊急時の受入れなどへの情報を共有しながら、運営するうえでの課題を検討しました。

項目	目標	実績
令和5年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所	1箇所
令和5年度末における運用状況の検証及び検討の実施	1回	1回

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

基幹相談支援センター及び相談支援事業所を中心に、関係機関が協力し、「緊急時の受入れ等」「常時の相談体制の確保」「体験の機会・場」など、引き続き検証及び検討の場を設置し、効果的な支援体制の構築をすすめます。

○国の基本指針:令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

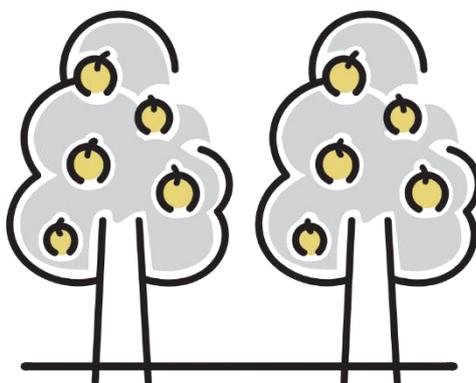
項目	数値
令和8年度末時点の地域生活支援拠点	1箇所
令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	7人
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度 1回 令和7年度 1回 令和8年度 1回

② 強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実(新規)

自立支援協議会専門部会を中心に、強度行動障がいの状況や支援ニーズを把握し、研修会の開催等により支援体制の整備を進めます。

○国の基本指針:令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	有無
令和8年度末時点での支援体制の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無



Ⅲ 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値と実績】

国では、令和元年度の1.27倍の移行を目指すという指針を示しました。

本市では、令和3年度は一時的に増えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ここ数年は就労者数の減少が続いています。人口減少や少子高齢化に伴う地域経済の低迷もあり、障がい者雇用が進まないことも考えられます。

項目	目標	実績
令和元年度の一般就労移行者数(A)	11人	—
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	15人 1.4倍	7人 0.6倍
(就労移行支援事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	4人	—
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	6人 1.5倍	3人 0.8倍
(就労継続支援A型事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	0人	—
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	0人 —	0人 —
(就労継続支援B型事業)		
令和元年度の一般就労移行者数(A)	7人	—
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	9人 1.3倍	3人 0.6倍

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

障がい者雇用が促進されるよう企業に対する啓発活動を進めるほか、関係機関と連携し、障がいの特性にあわせた多様な就労形態の整備を進めます。

○国の基本指針：就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

・就労移行支援事業：1.31倍以上

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上

・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

項 目	数 値
令和3年度の一般就労移行者数(A)	9人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	9人 1倍
(就労移行支援事業)	
令和3年度の一般就労移行者数(A)	1人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	2人 2倍
令和4年度末の就労移行支援事業所の数(C)	2箇所
【目標値】令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数(D) 目標値=D/C	0箇所 0%
(就労継続支援A型事業)	
令和3年度の一般就労移行者数(A)	0人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	0人 -
(就労継続支援B型事業)	
令和3年度の一般就労移行者数(A)	8人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	7人 0.8倍

② 就労定着支援事業の利用者数

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値と実績】

国は、令和5年度末における就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること基本指針としましたが、市内に就労定着支援事業を提供する事業所がないことから利用者数0人となっています。

項目	目標	実績
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	15人	1人
【目標値】令和5年度の就労定着支援事業利用者数(B) 目標値=B/A	0人 -	0人 -

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

本市の実情を踏まえ、令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数は0人とします。

○国の基本指針:令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	数値
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数(A)	0人
【目標値】令和8年度の就労定着支援事業利用者数(B) 目標値=B/A	0人 -

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値と実績】

国は、令和5年度の就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本指針としましたが、本市には、就労定着支援事業所がなく、就労定着支援事業所の利用者数は0人でした。

項目	数値
令和5年度末の就労定着支援事業所の数(A)	0箇所
【目標値】令和5年度の就労定着率7割以上の事業所の数(B) 目標値=B/A	0箇所 —

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

本市の実情を踏まえ、目標事業所数は0箇所と設定しましたが、障がい者就業・生活支援センターあてびと連携し、就労定着支援に対応しています。

○国の基本指針：令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

項目	数値
令和5年度末の就労定着支援事業所の数(A)	0箇所
【目標値】令和8年度の就労定着率7割以上の事業所の数(B) 目標値=B/A	0箇所 —

IV 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

【第2期障がい児福祉計画の目標値と実績】

数値はいずれも0となっておりますが、子ども若者相談センターが中核的な役割を担い、関係機関と連携し、支援体制の整備に努めています。

項目	目標	実績
令和5年度末時点での児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所
令和5年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制	0箇所	0箇所
令和5年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	0箇所	0箇所
令和5年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	0箇所	0箇所

【第3期障がい児福祉計画の成果目標】

子ども若者相談センターが中核的な役割を担い、関係機関との連携を強化し、引き続き支援体制の整備に努めます。

○国の基本指針：令和8年度末までに、各市町村又は各障がい福祉計画圏域に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値/有無
令和8年度末時点での児童発達支援センターの設置	0箇所
令和8年度末時点での障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	○有 無
令和8年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	0箇所
令和8年度末時点での主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	0箇所

② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

【第2期障がい児福祉計画の目標値と実績】

医療的ケア児に対する資源は十分とは言えない状況です。自立支援協議会専門部会のほか、個別事例について関係者が協議しました。

項目	協議の場等の有無
令和5年度末時点での協議の場	有・無
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有・無

【第3期障がい児福祉計画の成果目標】

必要に応じて随時対応できるよう、引き続き、自立支援協議会専門部会を活用し、関係機関の連携強化を図ります。

○国の基本指針：令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場等の有無
令和8年度末時点での協議の場	有・無
令和8年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有・無



V 相談支援体制の充実・強化等

【第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標】

基幹相談支援センター及び相談支援事業所等が月1回勉強会を開催し、相談支援体制及び連携強化や質の向上を図りました。

項目	整備の有無	
	目標	実績
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有・無	有・無
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有・無	有・無
令和5年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有・無	有・無

【第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

引き続き、勉強会や研修会、自立支援協議会専門部会等を通して、相談支援機能の充実・強化を図ります。

○国の基本指針：令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

項目	数値
令和8年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所
項目	有無
令和8年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有・無
令和8年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有・無

VI 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標値及び実績】

自立支援協議会専門部会等を通じて、情報交換や研修会等を実施しています。

項目	整備の有無 数値(人数あるいは実施回数)	
	目標	実績
令和5年度末時点での障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数	有・無 2人	有・無 35人
令和5年度末時点での障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有・無 1回	有・無 0回

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標】

引き続き各種研修等を活用し、障がい福祉サービスの質の向上に取り組みます。

○国の基本指針:令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	有無
令和8年度末時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有・無

2 障がい福祉サービス等の見込量

※令和5年度実績は、見込の数値です。

I 訪問系サービス

(1) サービスの内容

サービス種別	内容等
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がいもしくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出援護を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) サービス見込量

訪問系サービスの利用実績及び見込量

(単位 時間:1ヶ月あたりの延べ利用時間、人:実利用人数)

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	1,304	1,186	1,250	1,356	1,368	1,380
	人	107	108	112	113	114	115
重度訪問介護	時間	0	0	0	26	26	26
	人	0	0	0	2	2	2
同行援護	時間	25	22	24	25	30	35
	人	5	5	4	5	6	7
行動援護	時間	0	0	0	8	8	8
	人	0	0	0	1	1	1
重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

令和3年度から令和5年度の実績をもとに推計しました。居宅介護は、障がい者や介護者の高齢化等による利用者の増加が見込まれるため、令和8年度で115人、1,380時間の利用を見込みました。

重度訪問介護、行動援護については、利用対象者がわずかなことから、重度訪問介護は2人、行動援護は1人の利用を見込みます。また、同行援護は、利用者が微増していることから、令和8年度で7人、35時間の利用を見込みます。

重度障がい者等包括支援については、市内に包括的に対応する事業所がないことから0としていますが、重度障がい者支援については、各事業所が提供するサービスを組み合わせ対応しています。

(3) 見込量確保のための方策

訪問系のサービスは、施設入所者等の地域生活への移行を促進するうえでも不可欠なサービスであることから、障がいの程度や特性等に応じて適切なサービスが提供できるよう、事業所の参入を促すとともに、人材確保の支援およびサービスの質の向上を図ります。



II 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

サービス種別	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等への就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等で就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練をおこないます。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
就労選択支援	障がい者の希望や能力、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援者が一緒に整理・評価を行い、一般就労や適切な就労系障がい福祉サービスにつなげます。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) サービス見込量

(単位 人日:1ヶ月あたりの延べ利用日数、人:利用実人数)

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日	2,986	2,983	3,120	3,060	3,114	3,168
	人	175	170	165	170	173	176
自立訓練 (機能訓練)	人日	21	2	0	22	22	22
	人	1	1	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練・日中)	人日	49	76	57	88	88	88
	人	4	4	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練・夜間)	人日	71	90	90	90	90	90
	人	3	3	3	3	3	3
就労移行支援	人日	263	246	230	240	240	240
	人	17	13	11	12	12	12
就労継続支援 (A型)	人日	19	18	19	22	22	22
	人	1	1	1	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日	3,688	3,932	3,798	3,824	3,856	3,888
	人	233	234	238	239	241	243
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人	-	-	-	-	2	2
療養介護	人	10	10	11	11	11	11
短期入所 (福祉型)	人日	190	243	198	260	290	320
	人	25	23	30	26	29	32
短期入所 (医療型)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

生活介護は微増を見込み、令和8年度176人と見込みます。

自立訓練の機能訓練及び生活訓練について横ばいの状況になっており、令和8年度で利用人数をそれぞれ1人、4人、3人と見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は減少傾向にありますが、特別支援学校を卒業後の利用者も一定数見込まれることから令和8年度12人と見込みます。就労継続支援 A 型は市内がなく市外事業所のインターネットを活用した利用に限られ、令和8年度1人と見込みます。就労継続支援 B 型は微増傾向にあり、今後も増加すると見込み、令和8年 243人と見込みます。

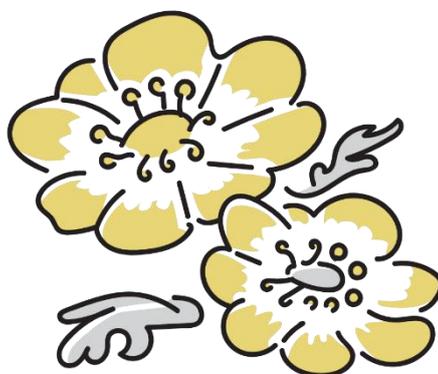
就労定着支援、短期入所(医療型)は本市がなく、今後も利用者はないと見込みます。

令和7年10月開始予定の就労選択支援は、就労継続支援(B型)の新規利用者数と同じ、令和8年度2人と見込みます。

短期入所(福祉型)は増加を見込み、令和8年度320人と見込みます。

(3) 見込量確保のための方策

障がい者等の地域生活への移行を推進するとともに、地域の中で安心して暮らしていけるよう、障がいの程度や特性に応じて適切なサービスが提供できるよう、事業所や関係機関との連携を強化していきます。また、就労面での受け入れ先となる各企業、事業所についても積極的に協力を要請し、見込量の確保を目指します



Ⅲ 居住系サービス

(1) サービスの内容

サービス種別	内容等
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助などから一人暮らしへ移行する人を対象に、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) サービス見込量

(単位 1ヶ月あたりの利用実人数)

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	49	54	54	54	56	58
施設入所支援	人	117	115	113	113	109	105

自立生活援助は実情を踏まえゼロを見込みます。

共同生活援助は令和3年度に1箇所開設し、市外の事業所を利用する人も増加していることから、令和8年度は58人と見込みます。

施設入所支援は、障がい者の高齢化等により入所者が減少傾向にあることから、令和8年度105人と見込みます。

(3) 見込量確保のための方策

共同生活援助は利用ニーズが多く、ほぼ定員に達しています。事業所の参入を促すとともに、人材確保の支援およびサービスの質の向上を図ります。

施設入所支援については、障がい福祉サービス事業所と相談支援事業所と連携しながら、地域へ移行できるように支援体制を整備します。

IV 相談支援

(1) サービスの内容

サービス種別	内容等
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人に対し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障がい福祉サービスの利用状況の確認(モニタリング)を行うなどの支援を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院等に入所または精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、また、地域生活が不安定な人などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

(2) サービス見込量

(単位 1ヶ月あたりの利用実人数)

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人	176	189	193	194	199	204
地域相談支援 (地域移行支援)	人	0	1	1	2	2	2
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	2	1	2	2	2

計画相談支援については、障がい福祉サービスなどの利用の増加に伴い増加していることから、令和8年度は204人と見込みます。

地域移行支援及び地域相談支援については支援実績からサービス量をそれぞれ2人見込みます。

(3) 見込量確保のための方策

障がい者及び家族等の高齢化、障がい者の重度化、多様化が進むなか、障がい福祉サービスを利用する人が増えている一方、相談支援専門員の確保が課題となっています。

相談支援事業所、関係機関などの連携強化を図り、地域の相談支援体制の充実を進めます。

V 障がい児支援

(1) サービスの内容

サービス種別	内容等
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に、施設に通所して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用に係る障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障がい福祉サービスの利用状況の確認(モニタリング)を行うなどの支援を行います。
福祉型障がい児入所施設 (都道府県が実施主体)	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所施設 (都道府県が実施主体)	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与ならびに治療を行います。

(2) サービス見込量

(単位 人日:1ヶ月あたりの延べ利用日数、人:利用実人数)

サービス種別	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日	29	16	16	30	30	30
	人	19	15	15	15	15	15
放課後等デイサービス	人日	338	394	481	572	572	572
	人	22	31	37	44	44	44
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	20	15	17	15	16	17

児童発達支援は過去3年の実績から令和8年度は15人、1人あたり2時間利用すると見込みます。

放課後等デイサービスは事業所増設に伴い利用人数が増えていることから、令和8年度は44人と見込みます。

(3) 見込量確保のための方策

放課後等デイサービスは、令和3年度から2箇所増えましたが、まだ不足しているとの声がかかります。子ども若者相談センターや障がい児入所施設「新星学園」、特別支援学校など関係機関と連携しながら、障がい児や家族への支援体制の整備に努めます。

VI 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

(1) 概要

項目	内容等
医療的ケア児等 コーディネーターの配置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児等を医療的ケア児として、地域で安心して暮らしていけるよう、関連分野の支援を調整し、医療的ケア児等に対する支援が適切に行えるコーディネーターの配置を促進するものです。

(2) 見込量

項目	単位	見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2

相談支援専門員や病院、子ども若者相談支援センター等の関係機関と連携し、医療的ケア児等コーディネーターの配置を、令和8年度までに2人の配置を目指します。

VII 発達障がい児・者に対する支援

(1) 概要

項目	内容等
発達障がい者に対する支援	発達障がいの専門職員の配置により、相談支援体制の強化、発達障がいに対する理解の醸成、療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握と関係機関による特別支援連携体制の構築を行います。また、発達障がい児の子育て、関わり方の勉強会（ペアレントトレーニング）をより充実して行い、発達障がい児の子育て支援等を継続して行います。

(2) 見込量

項目	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人	21	27	37	30	30	30
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

子ども若者相談センターにおいて、発達障がい児の保護者に対し、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応の方法を身につけるペアレントトレーニングを実施しています。発達障がい児者の早期発見・早期支援に向けて支援体制の充実を図ります。



VIII 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 概要

項目	内容等
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されるよう努めます。

(2) 見込量

項目	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	25	25	25
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援	人	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助	人	22	22	22
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0
精神障がい者の自立訓練 （生活訓練）	人	0	0	0

自立支援協議会専門部会等において協議の場を設置し、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような体制づくりに努めます。

IX 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センター、相談支援事業所、関係機関などのネットワーク強化を図り、地域の相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

項目	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	2	2	2
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施	回	12	12	12
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	10	10	10
	団体	10	10	10
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	部会	3	3	3
	回	10	10	10

X 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

県が開催する研修等に参加し、質の向上に努めます。

項目	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加人数	人	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回数	1	1	1

3 地域生活支援事業の見込量

I 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	内容等
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障がい者などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

障がい者等の理解促進のため、市ホームページや障がい者週間に合わせた広報活動を実施したほか、イベントの開催、ボランティア養成講座等を開催し、引き続き、関係機関と連携し、研修・啓発活動により、障がい者等に対する理解の促進を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	内容等
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動に対して助成を行います。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。ここ数年実績がありませんが、引き続き提供体制の確保に努めます。

(3) 相談支援事業

事業名	内容等
相談支援事業	障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な支援を行います。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 (基本相談)	実施箇所数	5	6	6	7	7	7
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

基幹相談支援センターと相談支援事業所が中心となって実施しています。多様化・複雑化した相談内容に対応するため研修等を通して質の向上に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	内容等
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用支援と制度利用に係る費用について助成します。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	13	16	18	19	22	25

【見込量の考え方】

成年後見制度の申立てに係る経費及び後見人等の報酬の全部または一部の助成を行っています。障がい者及びその家族の高齢化等に伴い、利用者は年々増加傾向にあります。関係機関と連携し、成年後見制度の利用が必要な障がい者の支援を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	内容等
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

本市では佐渡市社会福祉協議会に委託しています。

成年後見制度の利用者が増加するなか市内の法人への働きかけや市民後見人の育成等を通して、後見人等の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容等
意思疎通支援事業	聴覚機能障がい、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行います

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間利用 件数	11	36	50	40	42	44

【見込量の考え方】

新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことに伴いイベント等が増えており、利用者が増加していることから、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業については引き続き増加を見込みます。

(7) 日常生活用具給付等事業

事業名	内容等
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付等を行います。

利用実績と見込量

種類	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付等件数	2	2	2	3	3	3
自立生活支援用具	給付等件数	3	1	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付等件数	9	15	15	21	21	21
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	2	4	4	4	4	4
排せつ管理支援用具	給付等件数	1,185	1,201	1,200	1,200	1,250	1,300
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数	0	3	3	3	3	3

【見込量の考え方】

過去の実績および、令和6年度より在宅療養支援用具の対象が拡大される予定を踏まえ、見込みます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容等
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了 見込数	7	13	9	13	13	13

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。受講者の増加に向けて制度の周知等に努めます。

(9) 移動支援事業

事業名	内容等
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行います。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	実利用者数	3	4	3	4	4	4
	延べ利用時間数	35.5	55.5	104	85	85	85

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。利用者数は少ないですが、引き続き提供体制の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

事業名	内容等
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会の交流の促進などを行う地域活動支援センターの機能を充実強化します。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

市内には1か所のみ設置されており、利用ニーズは増加するなか事業所の不足が課題です。

II その他の事業(任意事業)

(1) 訪問入浴サービス事業

事業名	内容等
訪問入浴サービス事業	重度障がい者で自宅や施設での入浴が困難な方に入浴の介護を行います。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	2	4	4	4	5	6

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。利用者数は少ないですが、引き続き提供体制の確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

事業名	内容等
日中一時支援事業	障がい者等の日中活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	実利用者数	35	44	41	44	46	48

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。利用ニーズは増加するなか事業所の不足が課題です。

(3) 生活訓練等

事業名	内容等
精神障害者等生活支援事業	障がい者を対象に、社会生活技能および就労意欲の向上等を図り、病状再発の防止および社会復帰を促進するため、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者等生活支援事業	実利用者数	68	79	80	80	80	80

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。市内5か所で実施され、居場所としての機能も有しているため、今後も事業継続していきます。

(4) 巡回支援専門員事業

事業名	内容等
保育園等巡回支援事業	市内の保育園などを巡回支援専門員が定期的に巡回し、子どもの行動観察を通じて担当保育士等への助言、必要に応じて関係機関と連携し、早期発達支援が受けられるようすすめます。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園等巡回支援事業	指導児実数	247	222	260	240	240	240

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。子ども若者相談センターが実施しており、保育園巡回時にケース会議を実施し、保護者と保育園で支援の在り方を共有して関わられるようにすすめています。

(5) 成年後見制度普及啓発事業

事業名	内容等
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量の考え方】

本市では佐渡市社会福祉協議会に委託しています。成年後見制度の利用者が増加するなか、セミナーや広報等により普及啓発に努めています。

(6) 自動車運転免許取得費助成事業

事業名	内容等
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳1級~4級の交付を受けている人の自動車運転免許取得に要する費用を助成します。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	0	0	0	1	1	1

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。利用者数は0ですが、引き続き提供体制の確保に努めます。

(7) 自動車改造費等助成事業

事業名	内容等
自動車改造費等助成事業	身体障がい者の自動車の改造費用を助成します。改造前(購入前)の申請が必要です。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	2	3	4	4	4

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。利用者数は少ないですが、引き続き提供体制の確保に努めます。

(8) 生活サポート事業

事業名	内容等
生活サポート事業	障害支援区分認定が非該当で、家事等の支援が必要な人に 障がい福祉サービスの提供を行います。

利用実績と見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活サポート事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1

【見込量の考え方】

過去の実績から見込みます。利用者数は0ですが、引き続き提供体制の確保に努めます。

第6章 計画の推進

1 関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、福祉分野だけでなく、保健・医療・人権・雇用・教育・文化・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関、団体との連携を一層強化した推進体制を構築していきます。

また、医療及び介護・福祉サービスに関わる従事者の慢性的な不足が大きな課題となっている中で、市民の状態やニーズに応じた適切かつ効率的な医療及び介護・福祉サービスが提供できるよう、佐渡市地域医療・介護・福祉提供体制協議会に参画し、各分野の関係者と連携し、協議・検討を行っていきます。

2 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、市内のサービス事業所や障がい者団体、教育機関、行政機関などにより構成されています。

地域自立支援協議会において本計画の進捗状況等を報告し、計画の総合的な推進を図ります。

3 PDCA サイクルの実施

毎年の各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、各年の成果目標、サービス見込量（活動指標）の達成状況などを把握、点検し、地域自立支援協議会において、PDCA サイクルを活用した分析、中間評価を行い、必要により計画の変更、事業の見直し等を行います。

障がい者プランにおけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

基本指針

- 障がい者プラン策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

計画 (Plan)

- 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込み量の設定やその他確保方策等を定める。

実行 (Do)

- 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価 (Check)

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい福祉施設や関連施設の動向も踏まえながら、障がい者プランの中間評価として分析及び評価を行う。
- 中間評価の際には、地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析及び評価を行う。

改善 (Act)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい者プランの変更や事業の見直し等を実施する。

資料編

資料 Ⅰ 総括表

Ⅰ 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)	時間	1,356	1,368	1,380
		人	113	114	115
	重度訪問介護	時間	26	26	26
		人	2	2	2
	同行援護	時間	25	30	35
		人	5	6	7
	行動援護	時間	8	8	8
		人	1	1	1
	重度障がい者等包括支援	時間	0	0	0
		人	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人日	3,060	3,114	3,168
		人	170	173	176
	自立訓練(機能訓練)	人日	22	22	22
		人	1	1	1
	自立訓練(生活訓練・日中)	人日	88	88	88
		人	4	4	4
	自立訓練(生活訓練・夜間)	人日	90	90	90
		人	3	3	3
	就労移行支援	人日	240	240	240
		人	12	12	12
	就労継続支援(A型)	人日	22	22	22
		人	1	1	1
	就労継続支援(B型)	人日	3,824	3,856	3,888
		人	239	241	243
	就労定着支援	人	0	0	0
	就労選択支援	人	-	2	2
	療養介護	人	11	11	11
	短期入所(福祉型)	人日	260	290	320
人		26	29	32	
短期入所(医療型)	人日	0	0	0	
	人	0	0	0	

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居住系サービス	自立生活援助	人	0	0	0
	共同生活援助(グループホーム)	人	54	56	58
	施設入所支援	人	113	109	105
計画相談支援	計画相談支援	人	194	199	204
	地域相談支援(地域移行支援)	人	2	2	2
	地域相談支援(地域定着支援)	人	2	2	2

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

【必須事業】

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業(基本相談)		実施見込み箇所数	7	7	7
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人	19	22	25
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有
意思疎通 支援事業等	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み件数	40	42	44
	手話通訳者設置事業	設置見込み者数	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了見込み者数	13	13	13
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	3	3	3
	自立生活支援用具	給付等見込み件数	3	3	3
	在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	21	21	21
	情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	4	4	4
	排泄管理支援用具	給付等見込み件数	1,200	1,250	1,300
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込み件数	3	3	3
移動支援事業	実利用見込み者数		4	4	4
	延べ利用見込み時間数		85	85	85
地域活動支援センター		実施の有無	有	有	有

【その他の事業（任意事業）】

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
その他の事業	訪問入浴サービス事業	人	4	5	6
	日中一時支援事業	人	44	46	48
	精神障害者等生活支援事業	人	80	80	80
	保育園等巡回支援事業	人	240	240	240
	成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
	自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
	自動車改造費等助成事業	利用件数	4	4	4
	生活サポート事業	人	1	1	1

4 発達障がい者に対する支援等

発達障がい者に対する支援等の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	30	30	30
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	25	25	25
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援	人	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助	人	22	22	22
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	人	0	0	0

6 障がい児福祉サービス

障がい児福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい児支援	児童発達支援	人日	30	30	30
		人	15	15	15
障がい児支援	放課後等デイサービス	人日	572	572	572
		人	44	44	44
障がい児支援	保育所等訪問支援	人日	0	0	0
		人	0	0	0
障がい児支援	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
		人	0	0	0
障がい児支援	障害児相談支援	人	15	16	17
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	

資料 2 佐渡市地域自立支援協議会要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 108 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日告示第 69 号

佐渡市地域自立支援協議会設置要綱(平成 20 年佐渡市告示第 49 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、佐渡市に住所を有する障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、佐渡市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害者等のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握に関すること。
- (2) 援助が困難な事例に対応するため、必要とされる関係機関とのサービスの調整及びネットワークの構築に関すること。
- (3) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の評価に関すること。
- (4) 地域の障害福祉に係る社会資源の開発又は改善に関すること。
- (5) 佐渡市障がい者計画並びに佐渡市障がい福祉計画の作成及び具体化に関すること。
- (6) 専門分野別関係者への提言に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉のため必要な事項

(平 28 告示 69・一部改正)

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね 20 人程度協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 市長は、特定の事項に関して協議を行うため、協議会の専門部会を開催することができる。

2 専門部会の参加者は、市長が必要と認める者とする。

(開催期間)

第7条 協議会の開催期間は、おおむね3年間を目途とする。

(開催通知)

第8条 市長は、協議会の開催日時、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(運営)

第10条 協議会の運営は、社会福祉課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協議会の運営に関係機関を参加させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第69号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

資料 3 佐渡市地域自立支援協議会参加者名簿

No.	所属等	職名	氏名	備考
1	佐渡総合病院	副院長	岡崎 実	
2	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	事務局長	細木 寅雄	
3	社会福祉法人佐渡福祉会	理事長	弾正 佼一	
4	社会福祉法人しあわせ福祉会	理事	中川 恭一	
5	社会福祉法人とき福祉会	理事長	三浦 道夫	
6	社会福祉法人佐渡国仲福祉会	理事長	後藤 孝治	
7	佐渡地域振興局	局長	澁谷 有子	
8	佐渡市教育委員会	教育長	香遠 正浩	
9	佐渡市手をつなぐ育成会	会長	佐藤 美恵子	
10	佐渡市精神障がい者家族会 佐渡よつば会	会長	山本 紀美代	座長
11	佐渡市民生委員児童委員協議会	理事	濱田 忠男	
12	佐渡連合商工会	理事	中原 一良	
13	佐渡市身体障がい者福祉協議会	会長	白井 正江	
14	佐渡公共職業安定所	所長	小島 勇一	
15	新潟県立佐渡特別支援学校	校長	水谷 武	
16	佐渡市障がい者相談員	代表	信田 恵子	

(令和6年3月現在)

資料 4 計画策定の経過

年月日	内 容
令和4年10月19日	令和4年度第1回佐渡市地域自立支援協議会 ・アンケート調査の実施について
令和4年12月12日～ 令和5年1月10日	アンケート調査実施
令和5年3月24日	令和4年度第2回佐渡市地域自立支援協議会 ・アンケート調査結果報告
令和5年6月26日～ 令和5年7月14日	障がい福祉サービス提供事業所及び障がい者団体 アンケート調査実施
令和5年8月25日	令和5年度第1回佐渡市地域自立支援協議会 ・障がい福祉サービス提供事業所及び団体への アンケート調査結果報告
令和5年12月1日	令和5年度第2回佐渡市地域自立支援協議会 ・各計画にかかる素案検討
令和6年1月19日	令和5年度第3回佐渡市地域自立支援協議会 ・各計画にかかる素案検討
令和6年1月26日～ 令和6年2月26日	意見公募(パブリックコメント)の実施
令和6年3月18日	令和5年度第4回佐渡市地域自立支援協議会 ・意見公募(パブリックコメント)結果報告等

資料 5 用語集

【あ行】

ICT

情報処理・情報通信に関する技術・産業・設備サービスの総称のこと。

IT 機器

情報にアクセスするための機器・器械。(パソコンやスマホ、タブレットなど)

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

SDGs

誰ひとり取り残されることなく、人類が安心してこの地球で暮らし続けられるように、世界のさまざまな問題を整理し、解決に向けて持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の17の目標を示したもの。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。

オストメイト

人工肛門(消化管ストーマ)や人工膀胱(ウロストーマ)の保有者。

【か行】

基幹相談支援センター

障がい者への相談支援等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関のこと。

強度行動障がい

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動だけでなく、他人を叩いたり物を壊したりするなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

居住サポート事業

アパートや借家などへの入居にあたって支援が必要な障がい者について、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行う事業。

権利擁護

自ら物事を判断することが困難な障がい者に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。合理的配慮をしないことは、障害者差別解消法で禁じられている差別にあたる。

コミュニケーション支援ボード

知的障がい者、自閉症、聴覚障がい者など、話し言葉によるコミュニケーションが難しい方たちが絵や文字を指差しして使用する図版。

【さ行】

佐渡市地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づき設置する協議会。関係機関・関係団体および障がい者、福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者等により構成され、地域課題の検討など行う。

佐渡授産ネットワーク

市内の就労継続支援 B 型事業所が相互理解と協同活動を推進するためのネットワーク。

サービス等利用計画

指定相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）が、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画。

児童発達支援センター

障がい児に対して日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練を行う施設。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

授産品

障がい者が就労支援事業所などで作っている製品。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を擁護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

障害者支援区分

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。

障がい者週間

障害者基本法により、国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることも目的として設定されたもの。毎年12月3日～9日。

障がい者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

地域社会における共生の実現に向けて、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。

障がい特性

障がいに見られる特徴的な性質のことであり、障がいの程度や種別によって異なるものをいう。

障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づいて障がい者や難病患者を対象に行われる支援の総称。日常生活の介護支援を行う「介護給付」と自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」に大別される。

情報アクセシビリティ

パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がい者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

ジョブコーチ

職場適応援助者の別称。障がい者が一般の職場に適応し定着できるように、障がい者、事業主及び障がい者の家族に対して人的支援を行う専門職。

自立支援医療制度

精神疾患や特定の身体障がいなどで通院による治療を続ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度。

自立支援給付

在宅で訪問によって受けるサービス、施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態やニーズに応じて個別に給付されるサービスの総称。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムのこと。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理や障がい福祉サービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

相談支援専門員

指定特定相談支援事業所および指定障がい児相談支援事業所に配置されており、サービス等利用計画または障がい児支援利用計画の作成等を行うことにより、障がい者や障がい児の保護者が障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう支援する人。

【た行】

地域活動支援センター

障がい者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。

地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能を整備するもの。

地域生活支援事業

障がい者が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業をいう。市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意事業がある。

特定医療費

厚生労働省が定める難病の患者の医療費の負担軽減を目的に、認定基準を満たしている患者に疾病の治療にかかる医療費の一部を助成するもの。

【な行】

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な障がい者や高齢者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援等を行うもの。社会福祉協議会が実施。

ニーズ

利用者における生活全般の解決すべき課題のこと。

【は行】

パブリックコメント

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

バリアフリー

障がい者が社会生活をしていくうえで直面する不便さや困難さを解消し、自立や社会参加を支援するとともに、差別や偏見のない社会をつくること。

ヘルプカード

援助や配慮を必要としている障がい者等が携帯し、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード。

ヘルプマーク

外見からはわからない内部障がいの人など、周囲の人に支援や配慮を必要としていることを知らせるために作成されたマーク。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるように支援する保護者向けのプログラム。

放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。

【ま行】

モニタリング

福祉分野においては、ケアプランに照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、介護提供者の活動と利用者の生活を見守ることで、ケアマネジメントの一過程に位置する。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や身体能力に関わらずすべての人に適合するデザインのこと。

【ら行】

ライフステージ

人の一生における、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの節目となる出来事の段階のこと。

佐渡市障がい者プラン

発行 令和6年3月

企画・編集 新潟県 佐渡市 社会福祉部 社会福祉課
新潟県佐渡市千種 232 番地

TEL (0259)63-5113

FAX (0259)63-5121

H P <https://www.city.sado.niigata.jp/>
